

年以降、じやどうするんだということで、後ほど申し上げますけれども、気候変動枠組条約に基づいてのCOP等で議論が続けられているわけありますけれども、この一三年以降の問題に関しては、も、気候変動枠組条約の下での、二〇一〇年だったでしょか、COP16ですね、このカンクン合意に基づいて引き続き温暖化対策に取り組むために基づいての、今回改正をしなければいけないと法的根拠がなくなつてしまつだらうということに基づいての、今回改正をしなければいけないと法的根拠がなくなつてしまつだらうといふうに思いました。もちろん、N.F.³が寄与ガスとして追加されるとか、こういうことも入つておりますが、基本的にこの京都議定書に絡むところの国内的な法的整備ということでとらえてよろしいのかどうか、環境省に伺いたいというふうに思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 先生御指摘のところ、今回御提案させていただきました改正は、二〇一二年度以降におきましても我が国が法に基づいて温暖化対策計画を策定し、対策を進めるために必要なものを御提案させていただいたものでござります。

○長浜博行君 そして、ちょうどゴールデンウイーク明けだつたでしようか、これもアメリカの海洋大気局でハワイにマウナロア観測所があるわけでありますけれども、これはもう標高三千四百九十五八年から観測を始めておりまして、周辺に大規模な二酸化炭素の排出源がないということで、地球全体の平均的な濃度を観測するのに適しているというふうなことを発表してござります。

○長浜博行君 この中で、この海洋大気局の発表の中でござりますけれども、工業化以降、極めてハイスピードでCO₂の濃度が上昇しております、これはかつて濃度が高くなつたときのスピードに比べて百倍以上であるというふうなことも発表の中に書かれております。

翻つて、我が国の観測の状況を見ますと、我が国は全国の幾つかのところで気象庁、環境省で観測を行つておりますけれども、一昨年末より複数の日で既に四〇〇 ppmを超えておりまして、これは周辺に発生源がある等々の違いがございますけれども、いずれにしましても、二酸化炭素の濃度というふうな問題というのは、人為的排出量が自然の吸収量の倍になつちやつて、この時点でもですね、というところだだうふうに思ひます。

自然の吸収量というのがパー・イヤーで三十一億炭素トン、これは二〇〇〇年から二〇〇五年の平均でありますけれども、それに対しても人為的排出量が二〇〇〇年から二〇〇五年でパー・イヤー七十二億炭素トンという状況であります。工業化以前二八〇 ppmから現在の三八〇、現在といふうに思ひますけれども、いずれにしましても、二酸化炭素の濃度というのは年々上昇して、確実に上昇しているのが事実でございます。

今後とも、地球温暖化対策として、これを受けまして、温暖化を可能な限り防ぐために温室効果ガスの排出を抑制いたしますいわゆる緩和策と、既にいろんな影響が出ておる懸念がありますので、この両者を着実に進めていくことが必要であるとともに、この両者を着実に進めていくことが必要であると

だつたわけであります。

る、このように考へております。

○長浜博行君 そこで、気候変動に関する政府間パネルで、直近のは二〇〇七年ですが、二〇〇七年に第四次の評価報告書が公表されて、地球温暖化が人為起源の温室効果ガスの増加によつてもたらされた可能性が非常に高いと、基本的にはこういう認識に立つておられるわけですね。一部の学者の皆様方においてもまだやはりCO₂の排出と地球温暖化との関連性について疑問を呈される方もおられます、基本的に科学者の集団であるところのこのIPCCのパネル、IPCCによつてなされた議論によつて、世界各国はCO₂と地球温暖化との関係を自分の国の責任の中において果たせるものは果たしていくと、多分この大きな転換点が第四次評価報告書にもあつたんだというふうに思ひます。

このAR4の気温上昇を仮に二から二・四度程度に抑えしていくとすると、大気中の温室効果ガス濃度を四四五から四九〇程度で安定化させる必要がありますので、そのためには二〇五〇年に世界全体の温室ガス排出量を少なくとも五〇%削減させることができます。

非常に高いといつて、この第二作業部会の報告で出されているわけであります。

そのために、地球温暖化によるところの影響を最小にするために早急に地球全体の温室効果ガス排出量を大幅に削減するということが、もうこの時点からその濃度の安定化が叫ばれていたわけであります、現状は、先ほど御報告をしたとおりに四四〇という数字が出てきているような状況で

ある場合には、全ての地域は正味の便益の減少か正味のコストの増加のいずれかを被る可能性があります。

そこで、この第二作業部会の報告で出されているわけであります。

このAR4によつて、世界全体の温室効果ガス排出量を大幅に削減するということが、もうこの時点からその濃度の安定化が叫ばれていたわけであります。このAR4の気温上昇を仮に二から二・四度程度に抑えしていくとすると、大気中の温室効果ガス濃度を四四五から四九〇程度で安定化させる必要がありますので、そのためには二〇五〇年に世界全体の温室ガス排出量を少なくとも五〇%削減させることができます。これは私が過日の本会議のときに代表質問で安倍総理に質問をした部分とくぶるわけであります、さつき申し上げた二〇〇七年の時点での三八〇 ppm程度にまで増加をして、この時点でもですね、というところだだうふうに思ひます。

自然の吸収量というのがパー・イヤーで三十一億炭素トン、これは二〇〇〇年から二〇〇五年の平均でありますけれども、それに対して人為的排出量が二〇〇〇年から二〇〇五年でパー・イヤー七十二億炭素トンという状況であります。工業化以前二八〇 ppmから現在の三八〇、現在といふうのは、もう繰り返しませんが、二〇〇七年時点での、報告を出された時点における一九九五年から二〇〇五年の平均で年一・九 ppmという増加がずっと続いているわけであります。

このAR4においても、僅かな気温上昇でも地球温暖化の悪影響が生ずる国とか地域、これはよくテレビ等で報じられる太平洋の国々なんかもそうであります、気温の上昇が約二から三度以上

である場合には、全ての地域は正味の便益の減少か正味のコストの増加のいずれかを被る可能性があります。

そこで、この第二作業部会の報告で出されているわけであります。

このAR4によつて、世界全体の温室効果ガス排出量を大幅に削減するということが、もうこの時点からその濃度の安定化が叫ばれていたわけであります。このAR4においても、僅かな気温上昇でも地球温暖化の悪影響が生ずる国とか地域、これはよくテレビ等で報じられる太平洋の国々なんかもそうであります、気温の上昇が約二から三度以上

五次報告書、AR5の取りまとめを行つてあると

ころでございまして、この評価報告書というのは三つのパートに分かれておりまして、第一作業部会というものがその科学的知見、今後の温室効果ガスと地球の気温等々、こういう科学的知見を取りまとめるものでございまして、これにつきましては今年の九月にスタックホールムで総会を開催して取りまとめる予定になつております。また、第二作業部会につきまして、これは影響や適応についての分野を取りまとめるものでございますけれども、来年の三月に横浜で総会を開催いたしまして取りまとめる。さらに、第三作業部会、これは緩和対策についてでございますけど、これは来年の四月にドイツ、都市は決まっておりませんけれど、ドイツにおいて総会を開催し、取りまとめる。全ての三つの分野を統合いたしました報告書を今先生御指摘のとおり来年の十月にデンマークにおいて取りまとめると、このような予定になつております。

我が国いたしましては、第五次報告書の作成の活動に参加する日本の学者を支援するとともに、先ほど申し上げましたように、第二作業部会の総会開催、横浜でございますので、これを支援することを通じまして、世界の温暖化対策のこの分野における科学的知見の取りまとめに貢献してまいりたいと、このように考えております。

○長浜博行君 そのAR5の横浜に行く過程の中における、環境省あるいは日本政府全体としての知見とか、技術的にも貢献できる分野というのが様々あると思いますので、その部分に関してはしっかりとお願いをしたいと思います。

先ほどの二〇〇七年の数字とそれからこの連休明けの数字との問題を認識をしながら、現状、仮に我が国に限定をして、といつても我が国自体が海に閉まれている国でありますから必ずしも国土に対する影響だけとは限りませんけれども、現状、これだけの高濃度のCO₂の状況の中において、我が国への気候変動の影響はどのように認識をおられますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 我が国の気候変動の

影響につきましては、今年の四月に、文部科学省、気象庁、環境省におきまして気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポートというものを取りまとめ、公表させていただきました。この報告書によりますと、既に生物の分布の変化なども観測されております。また、今後の予測といたしまして、世界平均を上回る気温の上昇、大雨や洪水の発生確率の増加、サンゴ礁の消滅等の危険性が予測されているところでございます。

○長浜博行君 そのサンゴ礁の消滅、確かに、私

もサンゴ礁を、日本のサンゴ礁ですね、拝見をしたことがあるんですけど、何というんでしようね、白色化しちゃっているというか、もうサンゴ礁としての生命を維持できない。こういう状況に関して、特にサンゴ礁という問題に関して言うならば、環境省としては、その保全あるいは回復に何か具体的なことをされておられますでしょうか。

局長の担当のところではないと思いますが。

○政府参考人(関莊一郎君) 主にサンゴ礁が白化するというのは、海水の水温が温暖化の影響で徐々に増加てきておりまして、生息環境が違つてきているということで、一方で、そのサンゴ礁が北上するということと、既に沖縄等で、サンゴ礁が豊富な地域におきましては水温上昇にサンゴが適応できないということと、白化して死滅するところ、こういう現象でござります。

環境省は、自然保護の観点から、サンゴの保全

というのも極めて重要であるという考え方を持っておりまして、必要な調査等を行つておられるところでございます。

○長浜博行君 地球温暖化問題、これに対処するため、一九九二年に御承知のようにリオデジヤネイロにおいて地球サミット、環境と開発に関する国連会議が開かれて、国際的な取組のスタート

を切られたわけであります。生物多様性もそうでありますし、それから地球の砂漠化防止もそうでありますので、この一九九二年というのは大変重要な年でもありますので、すなわち昨年がリオ・プラス20ということで、この環境問題に携わつてい

る人間にとつてはこれも一つのエポックの年でありますたというふうにも思つております。

気候変動に関する国際連合の枠組条約、この採択によってその後の展開になつていくわけであります。この肝は、気候系に対して危険な人為的干涉、人為的干渉は危険というふうにとらえているわけであります、を及ぼすことがならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるということを究極の目的としたわけでござい

ます。

そして、その後の国際交渉の中において度々登場していく、共通だが差異のある責任ということがベースとなつて、先進国、途上国がそれぞれのレベルの異なる地球温暖化対策を講ずることとしていたわけであります。この共通だが差異のある責任というのを日本政府はどうの認識をしておられるでしょうか。

○政府参考人(関莊一郎君) 気候変動枠組条約の原則に明記されております共通だが差異のある責任というものは、まず、全ての国が温室効果ガスを排出しているという意味で共通の責任があると。ただ、開発途上国の温室効果ガスの排出量、これは当時でござりますけれども、少ないこと、産業革命以降、条約制定時までの温室効果ガスの排出の大半は先進国によるものであったこと、こういうことなどから、各国は地球温暖化に対応する責任を共通に有しておりますけれども、その責任の程度においては国によって、先進国と途上国でござりますけれども、差異があるというふうな考えでありますと、このように認識しております。

○長浜博行君 そして、この時点においてです

責任の程度においては国によって、先進国と途上

国でござりますけれども、差異があるというふうな考え方でありますと、このように認識しております。

に応じた柔軟な対応をしていく考え方でございま

す。

今後とも、国際的な市場メカニズムを活用いたしまして、我が国の高い技術力を生かしまして世界全体での温室効果ガスの削減に積極的に貢献してまいりたいと、このように考えております。

○長浜博行君 今二国間オフセット・クレジットが出来ましたけれども、たしか去年のあの会議の時点でも、モンゴルとバングラは実質的に合意ができていたというふうに思いますが、この二国間オフセット・クレジットは、その後どこかの国と展開、進んだでしょう。

○政府参考人(関莊一郎君) モンゴルにつきましては、その後、今年の一月でございますけれども、正式に二国間の合意文書ということでお署名をいたしました。また、バンクーラデシユにつきま至っております。また、バンクーラデシユにつきま

たつわけであります、この二国間オフセット・

クレジットは、その後どこかの国と展開、進んだ

でしょう。

○政府参考人(関莊一郎君) モンゴルにつきま

しては、その後、今年の一月でございますけれども、正式に二国間の合意文書といふことで署名をいたしましたところござります。

○長浜博行君 このように、国際社会の中においては、条約の枠組みがあるものですから、相手のあ

る交渉をやり続けなきやならないということであ

外務省もあるいは環境省も交渉担当者は大変御苦

労をされているというふうにも思つております。

それと同時に、国内対策の中において、様々こ

の地球温暖化の問題というのは、今日もネクタイ

を外させていただいている期間に入つております

ので、それで質問させていただいておりますけれ

ども、どう言つたらいいんでしょうか、この持続可

能、サステナブルな社会を築いていくといふこと

とのためには、従来型のライフスタイルと言つたらいいんでしょうか、生活様式と言つたらいいんでしょうか、これの転換を図つていくといふのをいつも環境省は行われるわけですね。

ただ、なかなか、打ち水をしたりとか、あるいはクールビズですか、こういう状況を單発的にはやつておるんですが、環境省として、この新たなライフスタイルの転換というようなことに関して何かトータルの意味での具体的なイメージを持つ

ておられますでしょうか。

○政府参考人(関莊一郎君) 溫暖化対策を考える上におきまして、ライフスタイルの転換というのは極めて重要であるというふうに長年環境省として認識させていただいておりまして、委員御指摘のように、今月からクールビズ月間、五月から十

月でござりますけれども、これはすっかり定着いたしまして、政府の職員のみならず、民間の企業の方におきましても、五月になりますと町中ではネクタイをされていない方が大宗であると、このようになっております。

環境省としましては、省エネや低炭素な暮らしが国民の中に定着することが環境と経済の調和し

た今後の社会の在り方だと考えておりまして、そ

ういう国民の皆様方の努力を御支援させていただ

くために、例えば家庭のエコ診断、それぞれのお

住まいの中でどういうふうな温室効果ガスの排出になつてているかということを分かりやすくする

と、お一人お一人が御認識していただくような、

こういう施策も進めておりまして、こういう一人

一人のそれぞれに適した環境に優しいような生活

スタイルに変革していくことを様々な施策を通して推進させていただきたいと、このように考え

ております。

○長浜博行君 是非、環境省がリーダーシップを取つて、この問題はなかなか難しいんですね、政

策とか法律とは違いますので、ライフスタイルの

転換、これをリーダーシップを發揮していただけ

ればというふうに思います。

そうしないと、さつき、二〇五〇年までに世界

全体で半減の話をしましたけれども、二〇五〇年までに八〇%の温室効果ガスの排出削減を目指す、これは第四次の環境基本計画平成二十四年の四月二十七日ですが、これは責任を感じるわけ

でありますけれども、閣議決定をしているのが、この八〇%の排出削減を目指すという方向にこの

国はなつてゐるわけであります。

そして、二〇二〇年までに二五%の削減という

のは、これは国際公約としてIPCCの事務局に

登録されている分野でありますが、これを今の政

権ではゼロベースで見直すという状況になつていい

る

わかれでありますから、なかなか、今日は見る国際情勢の中での交渉の問題、それから国内における

ライフスタイルの転換の具体的なイメージのと

らえ方の難しさ、申し上げましたけれども、簡単

な作業ではないというふうにも思ひます。

環境省におかれましては、福島環境再生事務所等々、放射能汚染、除染の問題等々、既にある職務と同時に兼職をされて、大分職員の皆様方が御苦労されていることはよく存じ上げております

が、どうぞ更なる御活躍、職員の皆様の御活躍を期待をしたいというふうに思つております。

ここで小見山さんには質問を替わせていただき

ます。どうもありがとうございました。

○小見山幸治君 民主党・新緑風会の小見山幸治

でございます。会派を代表して、引き続き、残さ

れた時間質問させていただきたいと思います。

まず最初に、国内での温室効果ガスの排出削減

をどのよう進めいくのか、その方針を伺つて

まいりたいと思います。

温室効果ガスを削減していくためには、温室効

果ガスを排出しないエネルギーを確保していくこ

とが重要であり、再生可能エネルギーに対する期

待が高まっているわけでありますけれども、民主

党政権において、二〇一一年七月に再生可能エネ

ルギーの固定買取り価格制度を導入しました。ま

ず、この制度の概要を確認したいのですが、この

制度が対象にしている再生可能エネルギーとは具

体的にどうものであるか、お答えいただけます

すでしょうか。

○政府参考人(新原浩朗君) お答え申し上げま

す。

再生可能エネルギー特別措置法においては、再

生可能エネルギー源として、太陽光、風力、小水

力、地熱、バイオマスを規定しまして、固定価格

買取り制度の対象といたしております。

○政府参考人(新原浩朗君) お答え申し上げま

す。

まず、稼働ベース、運転ベースでございます

が、昨年七月の制度施行以降、本年一月末までに新たに運転を開始した発電設備の出力の合計が百八・三万キロワットとなつております。具体的に

は、太陽光が百二・七万キロワット、風力が三・七万キロワット、水力が〇・一万キロワット、地熱はございません、バイオマスが一・八万キロ

ワットとなつております。

今度は認定ベースでございますが、このほか

今後運転を開始することが見込まれる設備も含めた経産大臣の認定を受けた発電設備の出力の合計でございますが、一月末時点で七百三十六・八万

キロワットとなつております。具体的には、太陽光が六百七十・七万キロワット、風力が五十七万キロワット、水力が〇・五万キロワット、地熱が〇・二万キロワット、バイオマスが八・四万キロ

ワットとなつております。

最後に、原発何基分に相当するかという御質問

でございます。これ、あくまで試算値となります

が、まず、年間発電電力量を計算、推計するに当たつて、太陽光の設備稼働率、これは年間押しなべて、三百六十五日二十四時間押しなべてという

ことでございますが、太陽光の稼働率を一二%、

風力を二〇%、水力を六〇%、地熱を八〇%、パ

イオマスを六〇%と仮定をいたしまして計算をいたしました。そうしますと、運転開始済みの設備

で九・二億キロワットアワー、それから今度は認定ベースのもので八十億キロワットアワーとなります。

一方、原発一基の容量を百二十万キロワットとしまして、その設備稼働率を七〇%と仮定を

して計算をいたしました。そうしますと、年間發

電力量が七十四億キロワットアワーとなります。

このため、固定価格買取り制度の開始後、新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備の年間発電量は、これはもう運転開始ベースでございますが、原発約〇・一二基分、それから今度は認定を受けた設備の年間発電量、これが原発約一・一基分に相当いたします。

○小見山幸治君 今御説明がありましたように、從来に比べて大幅に増えているということでありますけれども、一方で、原子力発電所が果たしてきた役割と比べると、まだまだ規模がとても小さいということを確認できると思います。

さらに、地球温暖化対策を進めていくためには、この再生可能エネルギーの拡大を進めていかなければならぬと思いますが、具体的に今後どう取り組んでいかれるのか、経済産業省、環境省、それぞれお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(新原浩朗君) 経産省の考え方を御説明申し上げます。

再生可能エネルギーの普及は、国内エネルギー資源の拡大というエネルギー安全保障の強化あるいは低炭素社会の創出ということに加えまして、成長戦略の観点からも重要でありまして、政府としては、この再生可能エネルギーの拡大を進めていくことが政府方針でございます。

そのための私どもの考え方でございますが、まずは、この再生可能エネルギーの発電に通常要するコストをきちんとカバーするということで、カバーする価格で買い取つて投資回収にしっかりと見通しを与える固定価格買取り制度、これを着実かつ安定的に運用していくことが不可欠であるというふうにまず考えております。

これに加えまして、環境アクセス迅速化などの規制改革を着実に進めるとともに、予算措置の面からも、今年度予算においては、第一に、北海道北部のように最適地が限られる風力発電について実証を伴った送電網整備を行うための予算三百五十億円でありますとか、あるいは福島県において本

電力系統用の大型蓄電池のコスト半減を目指した研究開発予算二十七億円など、再生可能エネルギー関係で昨年度予算の倍以上となるおよそ一千億円を今年度予算に計上をいたしております。

そういうことで、予算面、税制面からも再生可能エネルギーの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○副大臣(田中和徳君) 環境省では、低炭素社会の創出を目的とする低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブを、また再生可能エネルギー導入加速プログラムを一月に発表したところでございます。

低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブとは、金融メカニズムを活用して民間資金を呼び込むことで、官民連携で事業展開を図りつつ、再生可能エネルギーへの投資を促進するものでございます。また、再生エネルギー導入プログラムは、蓄電池を活用した実証や浮体式洋上風力の実証などの施設を体系的に展開していくものでございます。これまでのように単に量を増やすのではなく、長期的な視点から自立分散型エネルギーシステムを活用した実証や浮体式洋上風力の実証などの施設を体系的に展開していくものでございます。

○小見山幸治君 ありがとうございます。

正法案が成立した暁には、政府は新たな地球温暖化対策計画の策定を進めていくということになるんだと思います。石原大臣は総理からゼロベースで見直すとの指示を受けているというお話を聞いておりまして、何かもともとあらゆるもののがそのゼロベースで見直されるということについて

は、私としては少し違和感を感じるわけであります。

民主党政権では、昨年の秋の革新的エネルギー・環境戦略の策定に当たって、単に原発をどうするかという議論だけではなくて、省エネルギーや再生エネルギーをどこまで進められるかといった定量的な議論も行つてまいりました。例え

ば、再生可能エネルギーについて二〇三〇年に三千億キロワットアワー以上とすること、節電につれては二〇三〇年の発電電力量を一兆キロワットを超えておられます。これは関係業界や専門家の意見を聞きながら数値をまとめたものであり、客観的なものと考えているわけでありまして、是非こういった地域に対しても具体的にどういった支援政策を考えておられるのか、それについて御説明をお願いいたします。

○副大臣(田中和徳君) 小見山先生の御指摘のとおりだと思います。

地域特性に応じた地方自治体による積極的な取り組みが不可欠でございます。そのため、今年一月に策定した再生可能エネルギー導入加速化プログラムの一環として、グリーンニューディール基金事業の拡充などによる地域の防災拠点等への自立分散型のエネルギー設備の導入支援などハード面の支援、さらには再生可能エネルギーの導入事業化に向けた導入調査や人材育成などのソフト面への支援などを通じ地域主導の取組を支援をしておるところでございます。こうした支援を通じて、地域活性化に資する、災害に強く低炭素な地域づくりを進めでまいる所存でございます。グリーンニューディール基金事業についての二十五年度の予算は二百四十五億円となつております。

○小見山幸治君 ありがとうございます。

正法案が成立した暁には、政府は新たな地球温暖化対策計画の策定を進めていくということになるんだと思います。石原大臣は総理からゼロベースで見直すとの指示を受けているというお話を聞いておりまして、何かもともとあらゆるもののがそのゼロベースで見直されるということになるんだと思います。私は、私としては少し違和感を感じるわけであります。

そこで、考えていかなければならないのは、野性的な目標は必ず必要であります。しかし、実現可能性が一休今の段階で何%ぐらいであるのか、また一方で、できる限り導入していくしかねばならないという命題があるわけですから、そのための目標は必ず必要であります。

今回審議されている地球温暖化対策推進法の改正法案が成立した暁には、政府は新たな地球温暖化対策計画の策定を進めていくということになるんだと思います。石原大臣は総理からゼロベースで見直すとの指示を受けているというお話を聞いておりまして、何かもともとあらゆるもののがそのゼロベースで見直されるということになるんだと思います。私は、私としては少し違和感を感じるわけであります。

再生可能エネルギー、省エネルギーの最大限の推進など低炭素社会の創出に向けた取組を一層推進するという考え方においては、これまでの政権も今の政権も私は変わらない、こんなふうに認識しているところでございます。

○小見山幸治君 ありがとうございます。

今大臣がおっしゃったように、引き続きそういう立場で、ゼロベースで見直しということになると、今まで取り組んでこられた業者さんや事業展開をさせておられる方々がちゅうちょをするといふふうになると、民間の前向きな取組が阻害をさ

す。こうした地域の特性を把握しているのは自治体であつたり、地域の事業者であつたり、住民であつたりするわけでありますけれども、今後こういった地域に対しても具体的にどういった支援政策を考えておられるのか、それについて御説明をお願いいたします。

自民党は、再エネ、省エネを最大限進めると言つておられます。新たな地球温暖化対策計画ではこれまでの議論の積み重ねを生かして再エネや省エネの数字を決めるべきだと思いますが、大臣の御意見を伺いたいと思います。

○國務大臣(石原伸晃君) ただいま小見山委員が御指摘されたとおり、ゼロベースから見直しましておられます。これはこれまでの議論の積み重ねを生かして再エネや省エネの数字を決めるべきだと思いますが、大臣の御意見を伺いたいと思います。

れるということにもなりますので、是非そこのメッセージの出し方につきましては十分工夫をしていただければと思つています。

それでは、次の質問に入らさせていただきま

す。国内削減にしつかりこうやつて取り組んでいくことはもちろんありますけれども、我が国が持つ高い環境技術を生かして、海外での削減についても我が国が果たす役割は非常に大きいのではないかと思つています。

先般、この五日、六日に、北九州で日中韓の環境大臣会合が開催されたわけありますけれども、東アジアでは様々な課題があり、この難しい環境の中で今回こういう会合が開催されました。この環境大臣会合での、気候変動に関し、どのようなことが議題になり、どのような成果があつたのか、大臣にお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(石原伸晃君) ただいま委員が御指摘されました第十五回の日中韓環境大臣会合、政治状況等々で開会が危ぶまれていたんですが、蓋を開けてみましたら、お話をございました気候変動についてもかなり踏み込んだ意見の開陳等々もあり、また中国側からも今話題になっているPM二・五の問題、このスマッグ、こういうものをどうやって払拭していくのか、そしてグリーン化なうとして中国の未来はないといったような、そのような趣旨でのかなり突っ込んだ意見の開陳もあり、大変私は有意義であったと考えております。

ゼロベースで見直すというと全部なくなっちゃうみたいなイメージがあるんですけれども、もう一度考え直すというふうに御理解をいただければいいと思うんですけども、この二五%取り下げることで、一体どんなことを、どの程度のことを考えているんですかというようなことは、韓国の方からも非常に関心を持って質問を寄せられたところでございます。

これに対して私からは、目標を含む計画を十一月のワルシャワのCOP19までに作っていくけれども、七月の中旬に原子力規制委員会が原子力発

電所の新稼働についての安全基準を示し、それにによってまた審査があつて原発が動く、それによっていかないというものが決まつてくるというような

対して事業会社がどのような申請をしてくるのか、それによつてまた審査があつて原発が動く、それによっていかないというものが決まつてくるという

ことはもちろんありますけれども、我が国が持つ高い環境技術を生かして、海外での削減についても我が国が果たす役割は非常に大きいのではないかと思つています。

中で、そのエネルギーのどういうような形でのこれからバーセンテージになるのかとということを見通すことがなかなか難しい中でこれをつくりつづけて説明をさせていただいたところでもございます。

そして、先ほど来御議論になつておりますけれども、二〇二〇年度以降の将来的枠組みについて

は、私の方からやはり、前回は中国もインドも削減義務がありませんでしたねと。アメリカも、先ほど議論に長浜委員の中でなつたように、六%と

いうことをしつかりやれやれと言つておきながら自分たちの国は結局条約を批准しなかつた。カナダも途中で離脱をしてしまつた。やはり、全ての

国が参加する実効ある枠組みを構築することが絶対条件ではないでしようか、不可欠ではないで

しょうか、この旨の発言をさせていただいたわけ

でございます。

会合の成果文書についてはもう既に配付されているものでございますので多くは語りませんけれども、韓国側が大変関心を持つておりますの

二・五の問題、このスマッグ、こういうものをどうやって払拭していくのか、そしてグリーン化なうとして中国の未来はないといったような、そのよ

うな趣旨でのかなり突っ込んだ意見の開陳もあり、大変私は有意義であったと考えております。

○小見山幸治君 ありがとうございます。

今は、地球温暖化問題について、温暖化を可能な限り防ぐための温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加えて、もう起きてしまった温暖化に対する人間社会への影響をできるだけ小さくする適

応策についてもいろいろと政策を打つていかなければいけないと思いますが、それについて環境省としてはどう考えておられるのか、御説明をお願

いします。

○政府参考人(関莊一郎君) 先ほども御説明させました。率直に言つて、目下環境問題を勉強し始めたばかりでございますので、委員長を始め委員の皆様、また大臣を始め政務三役、環境省の皆

の前に一言、石原大臣にお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

さて、本日でありますけれども、地球温暖化推進法改正案に対する審議でありますけれども、そ

この度、初めて環境委員会に所属させていただ

きました。このため、今後避けることのできない温暖化の影響が既に現れつつあることが示されております。また、将来においてもより深刻な影響が予測されているところでございます。

このため、今後避けることのできない温暖化の影響に適応するため、政府全体の総合的、計画的な取組が必要と考えております。平成二十六年度末をめどいたしまして、政府全体の適応計画を策定すべく、現在関係府省と連携して検討を進めているところでございます。

○小見山幸治君 また、地球温暖化の影響は、我

が国だけでなく世界各地で現れているわけであります。特に、アジア太平洋地域は気候変動に脆弱だと聞いていますので、当該地域における気候変動への適応策を検討する際には国際的な連携が重

要と考えますけれども、環境省の具体的なその点についての取組を伺いたいと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 御指摘のとおり、ア

ジアの諸国は極めて温暖化の影響に対しても脆弱な地域がございます。日本といたしましては、国連

環境計画によりますアジア太平洋適応ネットワーク、APANと呼んでおりますけれども、これを

ニズムを活用することによって、温暖化、世界規模でこれ取り組んでいこう、こんなようなことが成

果として三か国で合意をさせていたいたしたこと

でございます。

また、IPCCの総会が来年三月横浜で開催さ

れますことから、本総会におきましては、この第二作業部会であります、影響や適応に関する報告書も承認する予定となつております。この総会の成功にも貢献してまいりたいと、このように考

めているところでございます。

○中原八一君 おはようございます。自由民主党

の中原八一でございます。

この度、初めて環境委員会に所属させていた

きました。率直に言つて、目下環境問題を勉強し始めたばかりでございますので、委員長を始め委員の皆様、また大臣を始め政務三役、環境省の皆

の前に一言、石原大臣にお礼を申し上げさせて

いただきたいと思います。

さて、私の地元でございます新潟県の佐渡市では御承

知のようにトキの繁殖に取り組んでおりますが、環境省から大変な御支援と御協力をいただいてき

ております。日本では既に絶滅したと考えられていましたトキが佐渡に生息していることが確認され

以降、保護活動が行われてまいりました。昨年四月には佐渡市で三十六年ぶりに自然下でトキのひ

が誕生し、八羽のひなが全て巣立つことができました。このことは佐渡市民並びに新潟県民の大

きな喜びであり、勇気と希望を与えるものであります。今年もこれまで五つのペアから計十四羽

のひなが誕生しており、佐渡における野生復帰の取組が着実に前進してきております。

さて、去る三月三十日でありますけれども、佐渡市新穂にありますトキの森公園内に、トキを間

近に観察することができる施設、トキふれあいブ

ラザがオープンしたところでありますけれども、石原大臣におかれましては、公務大変御多忙のと

ころ、開所式に遠路はるばる佐渡まで足を運んでいただき、改めて心より感謝を申し上げます。あ

りがとうございました。

その際には、車座ふるさとトークと題して佐渡

市内の女性との意見交換や、トキ保護関係者との懇談会におきまして、これまでトキの保護増殖に取り組んだ市民に対し、大臣から直接お礼と励ま

しの言葉をいただきましたことは、佐渡市民にとって大きな感激あるとともに、今後佐渡市のトキ繁殖の取組への大きな励みとなると私も確信をいたしております。

また、環境省からは、トキふれあいプラザのはかに、これまでトキの保護増殖や野生復帰への取組はもとより、トキの貸与、トキと共生する社会づくりに向けて多くの御指導と御助言をいたいでおりますことに心から感謝を申し上げます。今後とも、国、県、市、市民、NPO、学校など官民が共同して、野生絶滅種であるトキの保護増殖はもとより、佐渡市民の大きな願いであるトキの野生復帰への取組に対しまして、引き続き環境省より大きなお力添えを賜りますようお願い申上

げます。

大臣の佐渡御訪問の際の感想を一言お願いできればと思います。

○國務大臣(石原伸晃君) 中原委員が佐渡御出身

だということは存じませんで、知つておりました

ら行くという話をしたんだございますが、失礼いたしました。

今委員が御指摘になりましたように、ちょうど

地元の商工会の女性の方、あるいはNPOで町おこしをやつていらっしゃる方、あるいは社会福祉事務所にお勤めになつて、介護施設で働いている

ような若い女性の方々、いろんな方集まつていた

だいて、どうやつてこれから佐渡を良くしていくこ

うか、もちろんトキの野生復帰ということも中心

にどういうふうにやつていこうかという話ををしておりましたら、ちようど今、中原委員が御説明をいただいた、昨年東立つた八羽のうちの一羽がひゅうっと飛んできました、私は何だか分からぬからずつと熱心に話ををおつたんですけれども、そうしましたら、うちのレンジャーの人が、

ずっと見ておりましたら、あつ、あれは足に輪が付いていませんから去年の八羽のうちの一羽ですと言つたら、私の話聞かないでみんなばあつと見に行つちやいまして、そういうことに邂逅するこ

とは佐渡に住んでいらっしゃる方でもなかなかな

いと。ボランティアでトキの生態についてお話しになつている方々も、観光客の方を連れていろいろなところに行くけれども、会える確率は二割から三割ぐらいであると。

そんなとき、トキふれあいプラザですか、これ

ができまして、私、キヤッヂフレーズがよくでき

ていてあるんですよ。何のことかなと思つたら、

三割ぐらいであると。

トキが野生復帰を果たし、かつてのように多く

のトキが佐渡の大空を舞う日が来るよう、私も地

元選出の国会議員の一人として取り組んでまいり

ますので、今後とも御指導をよろしくお願ひした

いと思います。

それでは、本題であります地球温暖化について

質問に入らせていただきたいと思います。

今週十三日には大分県日田市で全国最高の三十

二・九度を観測するなど全国五十八地点で、ま

た、昨日でありますけれども、十四日には兵庫

県朝来市三十二・八度など全国六十四地点にお

いて三十度を超える真夏日となり、七月下旬から

八月並みの気温を記録しました。また、日本の平

均気温はこの百年間で一・一五度C上昇してお

り、世界の平均気温の上昇の〇・六八度Cよりも

大きくなっています。さらに、大雨の日数や短

時間の強い雨の頻度も増加傾向になつております。こうしたことからも、やはり日本でも世界に

おいても地球温暖化は進んでいるのだなと実感し

ておるところでござります。

地球温暖化の影響は、熱波、大雨、干ばつ、海

面上昇、水資源、食料、生態系への悪影響はもと

よりでありますけれども、温暖化対策による経済

的コストの増大など、数多くあることは言うまで

ありません。地球温暖化の問題は地球上に住む

人々人類共通の課題であり、次世代にも影響して

くる問題でありますから、国を挙げて国民や企業

に対する意識啓発を積極的に進め、持続的に粘り

強く取り組んでいかなければならないテーマであ

ると言えます。

さて、一九九七年に京都市でCOP3が開催さ

れ、京都議定書が採択されました。その内容は、

言うまでもなく、二〇〇八年から二〇二〇年まで

の第一約束期間に、先進国は先進国全体で温室効

果ガス六種類の合計排出量を一九九〇年比で少な

くとも5%を削減する、そして我が国は6%の目

標を削減するということでありました。そして、

昨年末にカタールのドーハで開催されたCOP18

の結果、今年、二〇一三年から二〇二〇年までの

京都議定書第一約束期間が設定されましたけれども、我が国はこれに参加しないということになりました。

京都議定書につきましては、不平等条約であつた、企業に過重な負担を課したといったネガティブな意見がある一方で、これによって省エネなどの具体的な対策や技術開発が進んだというプラス面の評価もあるのではないかと私は思います。環境省として、京都議定書についてどのように評価をしているのか、そのプラス面、マイナス面についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと

思います。

トキが野生復帰を果たし、かつてのように多く

のトキが佐渡の大空を舞う日が来るよう、私も地

元選出の国会議員の一人として取り組んでまいり

ますので、今後とも御指導をよろしくお願ひした

いと思います。

それでは、本題であります地球温暖化について

質問に入らせていただきたいと思ひます。

そこで、本当にこう鼻をくつつけますとトキと対面

するぐらいなこれははばらしい施設ができた

な、ひとつこれもまた目玉に佐渡の振興に役立て

ていただければ。

そして、トキという生物、鳥が何で絶滅して

いたのか。これは地球温暖化の議論に非常に関

係あると思いますけれども、人間生活の利便性、

すなわち農業をたくさんまいて収穫を上げると、

それによつてトキが食べるドジョウとかそういう

野生生物が死滅していつたと。これは、トキだけ

のことではないなというようなことを強く思いま

したし、非常に印象に残つた言葉は、佐藤春雄先

生、初代のトキの保護をやつていらっしゃる方で

すけれども、自分は佐渡に生まれて野山を歩いて

います。今の御答弁を何度も聞かせていただいて

いるんですけども、なるほどとは思うんですねけれども、しかしどういうような感が拭えません。

そこで、改めて、日本が京都議定書第二約束期

間に入らないことの理由について、また、こうし

た日本の判断は世界からどのように受け止めてい

るのかについて、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) その前に一点数值

を訂正させていただきたいと思つていてます。

長浜委員の御質問のときにも、現在、二〇一〇

年点でございますけれども、京都議定書に加盟

している国からの排出量、四分の一と申し上げま

したけれども、正確には二二%でございますの

で、五分の一というふうに答弁させていただくの

が正確だと思います。

それから、第一約束期間に入らなかつたことに

つきましてでありますけれども、京都議定書第

約束期間の終了後の国際的な取組の交渉が進めら

れておりましたCOP16の当時でありますけれど

も、我が国は、全ての主要国による公平かつ実効

性のある国際的枠組みの構築の合意を追求してい

たところでござります。京都議定書では、排出量

が大きい中国、米国、インド等の主要排出国に削

減義務が課されていないことがございま

す。こういう中で第二約束期間を設定いたします

ことは、こうした枠組みの固定化につながり、我

が国が主張いたします国際枠組みの形成を阻害さ

れることができておりました。こうしたこと

から、我が国いたしましては、COP16におき

まして、第二約束期間に参加しないとの立場を明

確にしたものでございます。

我が国としましては、COP17で決定しました

二〇二〇年以降の全ての国に適用される将来枠組

みの構築に向けて、主要排出国全てが参加し

ておりますカンクン合意を出発点とし、これを發

展させることが現実的かつ有効なアプローチであ

ると、このように考えております。このため、我

が国は第二約束期間ではなくカンクン合意に参加

し、その着実な実施を進めているところでござい

ます。

なお、COP18におきましては、我が国を含みます幾つかの先進国が第二約束期間に参加しないことなどが盛り込まれた京都議定書改正が合意されおりまして、我が国の立場は国際的に孤立しているものではないと考えております。

○中原ハ一君 京都議定書に参加することによつて、多くの国民は地球温暖化に取り組まなければなりません。

将来地球は大変などということに気付かされ

て、多くの国民にも節電や省エネがすっかり定着した現在、第一約束期間が終了したわけでございましたけれども、その後、日本

が第二約束期間に参加しないもののカクン合意の下で引き続き温暖化対策に取り組んでいくとい

う決意を国民の皆様にもしっかりとやはり説明していただきたい、このように思つております。

次に、第一約束期間の削減目標の達成について伺いたいと思います。

第一約束期間の削減目標の達成については、先

ごろ行われた参議院環境委員会の一般質疑におき

ましても、政府は、二〇〇八年度から二〇一一年度の四年間の実績から、東日本大震災以降の火力

発電によるCO₂の排出増はあるものの、現段階

で第一約束期間の六%の削減目標は達成可能であ

ります。それ以外の非エネルギー起源CO₂、メタ

ン、一酸化二窒素、パーカーフルオロカーボン類、P

FCでござります、それと六弗化硫黄につきまし

ては減少傾向にござります。

第一約束期間全体で見てまいりますと、現時点

では二〇一二年度の数値は明らかになつております。

せんけれども、二〇〇八年から二〇一一年までの

排出量は、森林吸収量や京都メカニズムクレジッ

トを加味しますと平均でマイナス九・二%であり

まして、六%削減目標については達成可能である

と、このように考えております。

一方、二〇一〇年、一一年度と二年連続で排出

量は増加しておりますが、火力発電所が震災以降

増加していることや、火力発電が増加しているこ

とや、民生部門の排出量が増加傾向にあることを

考えますと、改めて実効性のある温暖化対策が必要だと考えております。

なお、先ほど、家庭部門につきましては四・

八%と申し上げましたけれども、四八・一%の誤

三・一%の減少の四億一千九百万トンとなつてお

ります。

運輸部門につきましては、二〇〇一年度以降、

乗用車の燃費向上や貨物車の輸送効率の向上など

によりまして減少傾向にござりますけれども、基

準年比で五・九%の増という状況にございまし

て、二億三千万トンが排出されております。

また、業務その他部門、家庭部門は、省エネ努

力は進んでおります一方、オフィス等の業務用床

面積の増加や世帯数の増加、電力の排出係数の悪

化等によりまして、それぞれ基準年比五〇・九%

増、四一・八%増となつておるところでございま

す。

最後に、エネルギー転換部門につきましては、

電力等のエネルギー需要の増加等によりまして、

基準年比二八・八%増、このようになつております。

最後に、ハイドロフルオロカーボン、HFC

でござりますけれども、これにつきましては、冷

凍機器等への冷媒利用により増加傾向にござい

ます。それ以外の非エネルギー起源CO₂、メタ

ン、一酸化二窒素、パーカーフルオロカーボン類、P

FCでござります、それと六弗化硫黄につきまし

ては減少傾向にござります。

第一約束期間全体で見てまいりますと、現時点

では二〇一二年度の数値は明らかになつております。

せんけれども、二〇〇八年から二〇一一年までの

排出量は、森林吸収量や京都メカニズムクレジッ

トを加味しますと平均でマイナス九・二%であり

まして、六%削減目標については達成可能である

と、このように考えております。

一方、二〇一〇年、一一年度と二年連続で排出

量は増加しておりますが、火力発電所が震災以降

増加していることや、火力発電が増加しているこ

とや、民生部門の排出量が増加傾向にあることを

考えますと、改めて実効性のある温暖化対策が必要だと考えております。

なお、先ほど、家庭部門につきましては四・

八%と申し上げましたけれども、四八・一%の誤

りでござります。失礼いたしました。

○委員長(北川イツセイ君) 関さん、今の訂正で

すか。

○政府参考人(関莊一郎君) 私、家庭部門の増加

が基準年比で最初四一・八%の増と申し上げまし

たけれども、読み間違つております。

失礼いたしました。

○委員長(北川イツセイ君) はい、よろしいです

ね。

○中原ハ一君 今ほどの御答弁で、第一約束期間

の六%削減目標に対して一九九〇年比で九・二%

の削減を達成できたと、こういうことであります。

これは、我が国政府や国民の皆様、民間企業

の温暖化防止のための技術革新や省エネ、節電な

どの懸命な対策や施策といった努力のたまものだ

と思います。九・二%の削減というものは立派な

成果で、私は評価できることだと思います。

特に、企業の温暖化対策の取組を見てみます

と、例えば業種別に自主目標を設定し、取り組ん

でおります。また、CO₂排出の少ない技術開発

やエコ製品を行つたりして、企業独自で地球温暖

化に貢献していることをアピールしているよう

思われます。企業の取組の現状は、自主目標の設

定や自己アピールが中心であります。

一方、ヨーロッパにおいては、EU二十七か国

と周辺四か国は排出量取引制度を設けて温暖化対

策に取り組んでおりますけれども、各國が国別割

割り当てて、達成できなかつた企業に罰金を科し

ているということだそうでございます。

このように考えております。

○政府参考人(関莊一郎君) まず、直近の二〇一

一年度の日本全体における温室効果ガスの排出

量につきましては、これは十三億八百万トンと

されています。

この内訳について見ますと、このうち、エネル

ギー起源のCO₂につきましては、産業部門で

は、生産活動の低下や省エネ、節電の取組等によ

りまして、基準年であります一九九〇年比から一

九・二%と申し上げましたけれども、四八・一%の誤

りでござります。失礼いたしました。

けております。企業はその削減義務に基づき着実に排出削減を達成してきていると承知しているところでございます。この課題といたしましては、適切な排出枠の設定が求められることなどが考えられているところでございます。

一方、我が国におきましては、削減義務というのは個別の企業にはないものの、産業界は自ら設定しました目標の達成に向けて自主行動計画を中心的に温暖化対策を推進し、一定の成果を上げてきたと認識しているところでございます。この課題といたしましては、例えば計画を策定していない業種が存在すること、設定した目標値の適切性などが指摘されているところでございます。

排出量取引制度と自主的取組につきましては、どちらが成果があるのか一概にお答えすることは困難でござりますけれども、我が国といたしましては、引き続き個々の業界の削減努力を適切に促していくことが重要ではないかと、このように考えております。

政府といたしましては、引き続き、こうした自らの取組の評価、検証を進め、その進捗状況等を踏まえつつ、地球温暖化対策、施策について必要な検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○中原八一君 ありがとうございました。

各国それぞれに国の事情や歴史があり、それぞれの制度や仕組みに今ほど御説明があつた課題もあると思うわけでありますけれども、企業が地球温暖化対策を進めていくことと企業の競争力とを両立することができる制度の構築が求められています。というふうに感じております。

国民には、省エネ製品とか節電といったすぐ目に映るものと違い、企業の温暖化対策の取組や目標を達成するまでのプロセスというものはなかなか見えてこないと思います。国民の皆様がこうした企業の取組を果たして知っているかどうか、私はなかなか知る機会が少ないのでないかと思います。国民からの理解と評価があつて、企業も使命感と熱意を持ち、そして温室効果ガス削減の

取組を一層進めていくのではないかと思います。現在、地球温暖化防止に顕著な功績のあった個人や団体に対して贈られております環境大臣賞や環境保全の取組を進める企業にエコ・ファースト制度を認定しているそうですが、まだまだ国民にはなじみが薄いのではないでしょうか。国民には評価して、国民に対してより積極的にアピールしていく必要があると思ひますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○副大臣(田中和徳君) 中原先生の御指摘のところが非常に重要なと思います。

地球温暖化対策に向けて、国民の皆様方に一人一人正しく御理解をいただくこと、特に経済活動を続ける企業の皆様方に私は理解を深めていくことが非常に重要なと思います。

御指摘があつたように、環境省では、地球温暖化防止活動環境大臣表彰、また環境コミュニケーション大賞を通じて、模範となる優良な取組を行つてある企業の積極的な評価に努めておるところです。こうした制度の認知度向上に努めることなどによって、地球温暖化防止、地球保全に熱心な、取り組んでいる企業を更により一層応援をしてまいりたいと思います。また、ほかにも、今後、企業のことについてももっと評価がでたいと思います。

○中原八一君 ありがとうございました。

企業にとりましても大きな励みになるに違いないと想ひますので、今後、一層の取組にも是非応援をしていただきたいと思います。

今回、地球温暖化について勉強し、私がその中で最もユニークな仕組みの一つだと感じたのが、実はこのクレジット制度でございます。我が国では一九九七年に京都議定書が採択されて、この仕組みが広く知られことになりました。この制度の狙いは、排出量に金銭的価値を持たせることに

よって、温室効果ガスを削減をすればもうかり、削減できなければコスト増になるという仕組みを構築し、企業の省エネ努力を促すことにあります。我が国もクレジットを活用し、温室効果ガス削減のために省エネ技術の向上、節電、省エネ、森林吸収源、CDMのほか、最終的な目標不足を

外國からのクレジットを購入して削減目標を達成しております。

四月に二〇一一年度の我が国の温室効果ガス排出量の確定値が発表されました。その確定値によれば、実際の排出量は、一九九〇年の十二億六千五百トンで比較しますと、二〇〇八年度は十二億八千百万吨でプラス一・六%、二〇〇九年度は十二億六百万吨でマイナス四・三%、二〇一〇年度は十二億五千八百万吨でマイナス〇・三%、二〇一一年度は十三億八百万吨でプラス三・七%となっています。平均をしても六%には達成しておりません。六%削減に達成しない部分は、最終的にその達成のために、政府も民間においてもクレジットを購入しております。

このように、クレジットの購入は世界全体の温暖化対策にとって欠くことのできないシステムになつていてゐるものと考えますけれども、これまで官民で購入されてきたクレジットの実績はどれほどなのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 我が国におきましては、京都議定書目標達成計画に基づきまして、基準年総排出量比一・六%、五カ年間の合計で約一億トンにつきまして京都メカニズムを活用して調達することとしております。このため、現在、政府によるクレジットの取得総契約量は約九千八百万トンに達しております。

一方、民間につきましては、経団連自主行動計画のフォローアップの報告によりますと、自主行動計画の達成のために今までに約二億トンのクレジットを活用しているところでございます。

○中原八一君 しかし、一方、クレジットを購入するということは、言わば国や民間企業が富を抛出している、だから、国富を流出していることに

なりマイナスだと考える考え方もございます。海外からのクレジットのこうした購入に対する政府の見解について、いま一度お伺いしたいと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 地球規模での温室効果ガスの排出削減のためには、市場メカニズムを活用いたしまして、世界全体で費用対効果の高い対策を進めていることは非常に重要なことだと考えてございます。海外で実施されます排出削減プロジェクトから生じますクレジットを購入するところでも市場メカニズムの活用方策の一つであります。この意味で世界全体での削減に貢献するものと考えております。

ただし、単に海外からクレジットを購入するだけであれば、我が国にとつて国富の流出であるという批判があることは承知しているところでございます。こうした課題は、我が国が得意としたします低炭素技術の普及に資するプロジェクト等かで我が国企業も裨益をするものにしていけると、このように考えているところでございます。

○中原八一君 クレジットを多く購入しているところのクレジットを購入するなどの工夫をすることで、それが電力業界ということでございます。電力業界は、原発の再稼働ができなければ、代替として火力発電に当然頼らざるを得なくなると思われます。そうなると、なお一層クレジットを購入し、温暖化対策を実施しなければならなくなるのです。それで言えば、電力業界は燃料費の高騰により経営が厳しく上、クレジットの購入により経営が圧迫されることにならないのか。

例えば、電事連の場合は、二〇〇八年から二〇一〇年の三年間で一億七千万トン、二〇一一年は三千万吨を購入しているそうであります。これを一千トン十ユーロとすると、一ユーロ百円として計算すると、実に二千億円という多額な金額になります。

そこで、こうした電力業界のクレジットの購入の現状と今後の在り方についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(関莊一郎君) 電気事業連合会におきましては、政府の京都議定書目標達成計画にも記載しております自主行動計画に基づきまして、二〇〇八年度から二〇一一年度までの目標達成に向けて取り組んできているところでございます。

電気事業連合会いたしましては、政府の審議会における自主行動計画のフォローアップにおいて、目標の達成は非常に厳しい状況であるとしながらも、電気事業者として地球温暖化対策の重要性を認識し、できる限り努力していくとしているところでございます。

政府いたしましては、引き続き、電気事業連合会が自ら掲げた目標の達成に向けたクレジットの取得等の取組の状況について注視いたしますとともに、今後、二〇一二年度及び二〇〇八年度からの五か年の自主行動計画の評価、検証を行ってまいりたいと、このように考えております。

○中原八一君 次に、京都議定書の第二約束期間に参加しないことによるクレジットの問題について伺いたいと思います。

先ほどの質問でもお聞きましたけれども、我が国は第一約束期間にクレジットを購入して一・六%分の削減に充て、温室効果ガスの削減目標を達成しております。ところが、昨年のCOP18でCOP18を削減するよりも、市場から安い排出権を買ってきました方が安くつくという可能性も出てきております。

今後、我が国が削減目標を立て達成計画を策定していく上においても、クレジットをどこまで活用できるのかが非常に重要な要素になってくると思います。

目標を達成してきたのに、この決定により日本のクレジットを購入できなくなれば、果たして削減目標を達成できないのではないかという懸念が出てまいります。

昨年のCOP18での決定に関する政府の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 京都議定書の下でのクレジットを取引するための仕組みいたしましては、CDM、共同実施、国際排出量取引の三つ

ジットを償却、購入したと伺っているところでございます。

電気事業連合会いたしましては、政府の審議会における自主行動計画のフォローアップにおいて、目標の達成は非常に厳しい状況であるとしながらも、電気事業者として地球温暖化対策の重要性を認識し、できる限り努力していくとしているところでございます。

電気事業連合会いたしましては、政府の審議会における自主行動計画のフォローアップにおいて、目標の達成は非常に厳しい状況であるとしながらも、電気事業者として地球温暖化対策の重要性を認識し、できる限り努力していくとしているところでございます。

がございます。COP18におきましては、第二約束期間に参加しない国は、共同実施や国際排出量取引を活用してクレジットの国際的な獲得、移転を行うことは認められなくなつたところでございます。

ただ、CDMにつきましては、第二約束期間に参加しない国もCDMプロジェクトに参加してクレジットを取得すること、原始取得と呼んでおりますけれども、これは引き続き可能であることが確認されたところでございます。

COP18の決定によりまして、第二約束期間におけるクレジットの取得に関するルールが確認されたことについては一定の評価をしているところでございます。

○中原八一君 さて、今後、日本が第二約束期間に参加しないことから、日本が海外においてプロジェクトに参加をしてクレジットを入手することは可能である、しかし、これまでのようくプロジェクトを取り引によって購入することはできなくなつたことから、日本が現状は全く決まりたいと、このように考えております。

○中原八一君 次に、京都議定書の第二約束期間に参加しないことによるクレジットの問題について伺いたいと思います。

先ほどの質問でもお聞きましたけれども、我が国は第一約束期間にクレジットを購入して一・六%分の削減に充て、温室効果ガスの削減目標を達成しております。ところが、昨年のCOP18では、第二約束期間に参加しない国に対してクレジットの国際的売買を制限することが決定されました。今までクレジットを外国から購入して削減目標を達成してきたのに、この決定により日本のクレジットを購入できなくなれば、果たして削減目標を達成できないのではないかという懸念が出てまいります。

昨年のCOP18での決定に関する政府の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 京都議定書の下でのクレジットを取引するための仕組みいたしましては、CDM、共同実施、国際排出量取引の三つ

にござります。COP18におきましては、第二約束期間に参加しない国は、共同実施や国際排出量取引を活用してクレジットの国際的な獲得、移転を行なうことは認められなくなつたところでございます。

ただ、CDMにつきましては、第二約束期間に参加しない国もCDMプロジェクトに参加してクレジットを取得すること、原始取得と呼んでおりますけれども、これは引き続き可能であることが確認されたところでございます。

○中原八一君 これからのが国の地球温暖化対策には、攻めの地球温暖化外交戦略として、既存のクレジットを購入するばかりではなく、途上国における温暖化対策を更に加速させるような新しいクレジット制度を求めることが重要だと思いますが、政府の見解を伺います。

○大臣政務官(齋藤健君) 御指摘のとおりだと思います。

我が国としては、新しいクレジット制度といたしまして二国間オフセット・クレジット制度を提案しております。

この制度は、日本の優れた低炭素技術などを途上国で普及することによりまして、それによつて実現した排出削減量を定量的に評価をした上で我が国が削減目標の達成に活用していくというものがございます。二国間で行なうので、きめ細かい踏み込んだ削減が可能になろうかと考えております。一方、昨今のEUのクレジット価格が暴落しており、設備投資にお金を掛けてCOP18を削減するよりも、市場から安い排出権を買ってきました方が安くつくという可能性も出てきております。

今後、我が国が削減目標を立て達成計画を策定していく上においても、クレジットをどこまで活用できるのかが非常に重要な要素になってくると思います。

これによりまして、我が国の高い技術力を生かして世界全体での温室効果ガスの削減に積極的に貢献すると同時に、我が国の経済にもプラスがあるのではないかと考えているところでございます。

○中原八一君 先日の報道でも、日本はアジアの十都市に民間企業や地方自治体と連携して温暖化ガスの排出削減につながる省エネ技術や廃棄物処理のノウハウを現地で提供する、その見返りに温暖化ガスの排出権を得るとの方針が示されています。

日本の環境技術には優れたものが多くあります。例えば、横浜市水道局は、水道管の埋設を全てコンピューターで管理し、因而と聞き取った音

がござります。COP18におきましては、第二約束期間に参加しない国は、共同実施や国際排出量取引を活用してクレジットの国際的な獲得、移転を行なうことは認められなくなつたところでございます。

ただ、CDMにつきましては、第二約束期間に参加しない国もCDMプロジェクトに参加してクレジットを取得すること、原始取得と呼んでおりますけれども、これは引き続き可能であることが確認されたところでございます。

○中原八一君 さて、今後、日本が第二約束期間におけるクレジットの取得に関するルールが確認されたことについては一定の評価をしているところでございます。

○大臣政務官(齋藤健君) 御指摘のとおりだと思います。

我が国としては、新しいクレジット制度といたしまして二国間オフセット・クレジット制度を提議しております。

この制度は、日本の優れた低炭素技術などを途上国で普及することによりまして、それによつて実現した排出削減量を定量的に評価をした上で我が国が削減目標の達成に活用していくというものがございます。二国間で行なうので、きめ細かい踏み込んだ削減が可能になろうかと考えております。一方、昨今のEUのクレジット価格が暴落しており、設備投資にお金を掛けてCOP18を削減するよりも、市場から安い排出権を買ってきました方が安くつくという可能性も出てきております。

今後、我が国が削減目標を立て達成計画を策定していく上においても、クレジットをどこまで活用できるのかが非常に重要な要素になつてくると思います。

これによりまして、我が国の高い技術力を生かして世界全体での温室効果ガスの削減に積極的に貢献すると同時に、我が国の経済にもプラスがあるのではないかと考えているところでございます。

○中原八一君 先日の報道でも、日本はアジアの十都市に民間企業や地方自治体と連携して温暖化ガスの排出削減につながる省エネ技術や廃棄物処理のノウハウを現地で提供する、その見返りに温暖化ガスの排出権を得るとの方針が示されています。

日本の環境技術には優れたものが多くあります。例えば、横浜市水道局は、水道管の埋設を全

て手掛かりに水漏れ箇所を絞つているそうあります。横浜市の水漏れ率は5%と、世界トップクラスを誇ります。これに対し、途上国の水道はどこも水漏れ率に悩み、50%を超えているところも珍しくないということあります。

また、エネルギーサービス管理会社がビルの個別機器の診断やエネルギー管理システムを通じてエネルギー消費削減による光熱費支出の削減分をビルオーナーとエネルギーサービス管理会社が双赢の関係で分け合う仕組みで温室効果ガスの排出減にも有効であります。このESCOの市場規模は、日本においては約四百億円規模でありますけれども、例えばタイでは七十億円と、アジアの途上国ではほとんど普及はなされておりません。

エネルギー消費削減による光熱費支出の削減分をビルオーナーとエネルギーサービス管理会社が双赢の関係で分け合う仕組みで温室効果ガスの排出減にも有効であります。このESCOの市場規模は、日本においては約四百億円規模でありますけれども、例えばタイでは七十億円と、アジアの途上国ではほとんど普及はなされておりません。

二国間クレジットは、排出権を得られるとともに、途上国へ我が国とのこのような優れた温室効果ガスの削減や製品、システム、サービス、インフラ等を普及させ、途上国への持続可能な開発に貢献することのできる制度だと私も考えております。このESCOの市場規模は、日本においては約四百億円規模でありますけれども、例えばタイでは七十億円と、アジアの途上国ではほとんど普及はなされておりません。

二国間クレジットは、排出権を得られるとともに、途上国へ我が国との間で署名をすることが必要です。我が国が二国間クレジットを一層強力に進めていくために今後どのような手続や課題があるのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 二国間オフセット・クレジット制度を進めるための手続といたしましては、まずはこの制度を開始するための二国間の文書にホスト国との間で署名をすることが必要でございます。二国間文書への署名後は、速やかに両国の代表から成る合同委員会を開催いたしまして、この二国間オフセット・クレジット制度運用のためのルールを採択していくこととなります。モンゴルとの間では、四月にこの合同委員会、第一回でございますけど、開催したところでございました。

この制度の運用に当たりましては、環境全般性や透明性を確保することが重要であるため、国際的に認定された第三者機関によるチェックやバブ

リックコメントなどを行なうからクレジットを行なうことになります。

本制度はまだ立ち上げの段階にありまして、相手国と様々な観点から協議を重ね、詳細なルールを作り上げていくことが必要であり、こうした課題を可及的速やかに解決していくことで本格運用に向けた道筋を付けてまいりたいと考えております。

○中原八一君 先ほどお話をありましたように、我が国は二国間クレジットについては今年一月と三月にモンゴルとパングラデシュと合意し、プロジェクトの実行段階に入っております。今後、より多くの国との合意づくりを進め、多くのプロジェクトを開拓していくことが重要だと考えます。が、それを実現するためには、日本人なりのきめ細やかなサポートや支援というものを必要とするのではないか。他国のように技術や製品をただ単に譲渡することのないよう、粘り強い対応で取り組んでいただきたいと思いますが、政府の御見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官(齋藤健君) これも委員御指摘のとおりであります。技術や製品をただ譲渡するということではなくて、いかなくしてそれに見合った野性的な目標を立てていかなくてはというお考えもあると思いますし、もし世界では、それがならず、各原発の再稼働の可否の見通しが立つまでには相当の時間が掛かることが予想されます。

○大臣政務官(齋藤健君) このままでは、我が国が日本の環境の整備も含めて取り組んでいくこ

とが肝要であろうと考えております。

○中原八一君 ありがとうございました。

次に、地球温暖化対策計画の中期目標について伺いたいと思います。

この地球温暖化推進法案が成立すれば、政府は今後、COP19が開催される十一月までは新たな地球温暖化対策計画を策定をするとしておりま

すけれども、そうなると、あと六か月しか時間がないません。

所信の質疑に対する答弁では、中期目標について、原子力発電所の再稼働はどのようになるのか、七月中旬までに原子力規制委員会が新たな規制基準を作り、電力の供給体制の見直しが立たないとその数値設定は難しいというように述べられています。

しかしながら、仮に七月に新しい規制基準ができたとしても、電力会社が再稼働を申請し、

原子力規制委員会が新規制基準に照らして審査を行い、その上で地元自治体や住民の合意を得なければならず、各原発の再稼働の可否の見通しが立つまでには相当の時間が掛かることが予想されます。

中期目標について、政府は、二〇五〇年までに八割削減という長期目標に対し、環境先進国としてそれに見合った野性的な目標を立てていかなくてはというお考えもあると思いますし、もし世界に誇るべき技術を持つリーダーである日本が低い目標を掲げれば、他国の取組にも力が入らなくなってしまいます。しかし一方、余りにも現実離れした高い目標を設定して到達できなければ、これもまた日本の立場もなくなってしまうと思います。

このように、原子力発電所の稼働の方向性が定まりない中での削減目標の数値設定については難しい状況であると思いますけれども、そのような状況の中、中期目標をどのようなものにしようと考えられるのか、石原大臣のお考えをお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(石原伸晃君) すばり申しまして、今御指摘されたところが一番頭を痛めている問題点でもあります。

しかし、今日の午前中の議論の中で、委員のほぼ全員が、地球温暖化というものは地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしているね、これは何とかしなきやいけないな、こういう意思を皆さんを持たれていることも確認されましたし、もう少し視野を広げますと、全人類共通の政策課題であると

私は思っております。

今と、そしてこれから将来、国民の皆様方の財産あるいは生命、身体、こういうものをしっかりと守っていく、そしてそのためにも、世界第三位の経済大国、先進国として国際的な責務を果たすためにも、しっかりととした具体的な目標を掲げて、国が一丸となってこの課題に取り組む姿を世界に示していく必要があるんだと思っております。

もう御指摘いただきました原発の稼働の問題あるいはエネルギー基本計画の議論の進展、こういうものあるわけですから、何とか知恵を出して、しっかりととした具体的な目標というものを十一月までに示すべく知恵を絞ってまいりたいと考えております。

○中原八一君 次に、地球温暖化対策と今後のエネルギー政策との関連性について伺います。

さきの質問でも述べましたけれども、我が国の地球温暖化対策には震災以降様々な要素がござります。七月に予定されている原子力規制委員会による新たな規制基準を待たないと、原子力発電所の再稼働はどうなるのか、見通しを立てることが困難です。それでは、新たなエネルギー基本計画の策定に向けた議論も深まっていかないものと思われます。

二〇二〇年の温室効果ガス削減の中期目標と、一方、二〇三〇年のエネルギー基本政策の目標は、どういう形で反映をされていくのか。中期削減目標は二〇二〇年なので、エネルギー基本政策の目標ではある意味中間点ということになると思いま

す。今後、地球温暖化対策計画は関係審議会で策定に向けて検討していくことになろうかと思いますけれども、エネルギー基本計画の策定に向けた議論と関連してどのような対応をして策定されるのか、お尋ねしたいと思います。

石炭火力はLNG火力の二倍ものCO₂を長期にわたって排出し続けるにもかかわらず、環境省は石炭火力の新增設に慎重であった姿勢を転換しましたという、環境省は押し切られた形では困る、環境省は環境省らしいスタンスで取り組んじ、燃料費軽減のため石炭火力の新增設を認めています。

しかし、今日の午前中の議論の中で、委員のほぼ全員が、地球温暖化というものは地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしているね、これは何とかしなきやいけないな、こういう意思を皆さんを持たれていることも確認されましたし、もう少し視野を広げますと、全人類共通の政策課題であると

言えます。

○政府参考人(関莊一郎君) 御指摘いただきましては、新たな地球温暖化対策計画の策定に当たりましては、エネルギー基本計画の議論の進展

力発電所の規制基準の策定等の状況なども考慮しながら、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合を中心専門家の御意見も伺ながら検討を進めていく予定でございます。

温暖化対策法の改正法が成立いたしました暁には、速やかに検討に着手をいたしまして、政府内の関係省庁とよく連携しながら、COP19までに削減目標を見直し、新たな計画を策定したいと、このように考えております。

○中原八一君 次に、石炭火力発電のアセス問題について伺いたいと思います。

震災の影響から、エネルギー調達の厳しい現状を踏まえ、電力供給と温暖化対策のはざまで、東京電力の石炭火力発電所の新設を契機に環境省と経産省がアセスにおけるCO₂の取扱いの明確化や電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策の在り方などを協議しております。連休前に環境省と経産省の東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議を開催し、電力の安定供給の確保と燃料コストの削減、環境保全に取り組むための対応について取りまとめられたと聞いております。また、その内容を盛り込んだ燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプランが関係者の間で決定されました。

この中には、従来三年程度掛かる火力発電のリフレースを一年強程度にアセス手続期間を短縮するといった取組や、電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策の在り方、環境アセスにおけるCO₂の取扱い等が内容として盛り込まれております。

石炭火力はLNG火力の二倍ものCO₂を長期にわたって排出し続けるにもかかわらず、環境省は石炭火力の新增設に慎重であった姿勢を転換しましたという、環境省は押し切られた形では困る、環境省は環境省らしいスタンスで取り組んじ、燃料費軽減のため石炭火力の新增設を認めています。

しかし、今日の午前中の議論の中で、委員のほぼ全員が、地球温暖化というものは地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしているね、これは何とか

回、環境省と経産省でまとめた整理、そしてアクションプランについて、その内容と、また今後定める中期目標と新たな温暖化対策計画との整合性についてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人 関莊一郎君 環境省と経済産業省の間で局長レベルの会議を設けましてこの問題について議論をさせていただきまして、四月二十五日に東京電力の火力電源人材に関する関係局長会議取りまとめというものを公表させていただきました。

そのポイントを一言で申し上げますと、温暖化対策の観点から、電気事業全体のCO₂の排出量を抑制するという新たな枠組みをつくっていただくこと、こういうものでございます。

これによりまして、発電コストを引き下げる必要があるということで電気コストの引下げ、また燃料選択肢を多様化する、さらには電気事業全体でのCO₂の排出量抑制に向けて管理するということで、いわゆる三つのE、環境・経済・エネルギーを同時に達成し、技術革新や事業間の競争も促進されるものと、このように考えております。

また、環境アセスメントの手続につきましては、利用可能な最良の技術、いわゆるBATと呼んでいるものでございますけれども、これについて検討がなされているか否かを確認しておりますけれども、常に技術進歩を促すという観点から、竣工に至るスケジュールも勘案しながら最先端の技術を検討すると、このようにしたところでございます。

同じく、四月二十六日に取りまとめられました燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプランにおきましても、これらの内容が盛り込まれているところでございます。

新たな温暖化対策の枠組みにおける電気事業全体の目標につきましては、今回の取りまとめを踏まえ、今後、COP19までに策定されます国の地球温暖化対策の計画目標と整合的な目標が定められることになると考えております。

○中原八一君 次に、再生可能エネルギーの導入

促進について伺いたいと思います。

昨年七月から開始された固定価格買取り制度によつて、太陽光発電の導入が進んできております。私の地元新潟は豪雪地域という条件不利などところでございますけれども、太陽光発電を県主導で、雪が積もらない雪国型メガソーラー発電所を建設をして、雪国においても太陽光発電が可能なことを実証しております。また、家庭向け太陽光パネルや関連するものを普及させようということを、補助金などの支援事業を展開して太陽光発電を推進しております。

地熱発電につきましては、地元や温泉業者との協議などがなかなか進んでおらず、地元の合意やアセスの問題、それから発電所から送電線を引くための電力会社との課題と、こういうものもあります。

風力につきましては、先般、三月か四月でようか、低気圧の影響で京都と三重の風力の支柱が折れてしまふと、こういう事故もございました。外國の風車が日本の瞬発的な風速に耐えられるかどうかという、こういう課題もあるわけでございますけれども、我が国は二年間集中期間として再生可能エネルギーを普及することになつておりますけれども、これが生じるもののでございますけれども、これについて検討がなされているか否かを確認しておりますけれども、常に技術進歩を促すという観点から、竣工に至るスケジュールも勘案しながら最先端の技術を検討すると、このようにしたところでございます。

同じく、四月二十六日に取りまとめられました燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプランにおきましても、これらの内容が盛り込まれているところでございます。

進本部で決定いたしました当面の地球温暖化対策に関する方針では、中原先生も御承知のとおり、十一月のCOP19までに新たな二〇二〇年の削減目標とそれを実現するための計画を策定することになつております。再生可能なエネルギーの導入量についてはこの計画に位置付けられることとなりますけれども、東日本大震災による影響による取り組みが拡大してきたことを踏まえまして、導入を更に加速させ、低炭素社会の創出に資するよう、最大限の推進を図つてまいる所存である

ります。

また、環境省としましても、今年一月に再生可能エネルギー導入加速プログラムを策定をいたしましたところでございまして、蓄電池を活用した実証など、浮体式洋上風力の実証、地熱開発の取組支援などの施策を体系的に戦略的に展開することとしておるところでございます。

これらのプログラムに基づきまして、長期的かつ総合的な観点から再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図るとともに、自立分散型エネルギーシステムを構築して低炭素社会を実現してまいりたいと思います。

私自身も、先般、札幌市で開催された地熱発電のシンポジウムが規模大きく開催をされまして、僅かな時間でありますのが講師として考え方を述べさせていただいたところでございまして、地域にそういう動きも広がつてしまりましたし、積極的な対応をしてまいりたいと思っております。

○中原八一君 ありがとうございました。

最後に、今後の地球温暖化対策について伺いたいと思います。

繰り返しになりますが、我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないけれども、カンクン合意に基づいて、二〇二〇年までの削減目標の登録と、その達成に向けて、国際的な報告、検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしております。

一方、国際的には、全ての国が参加する二〇二〇年以降の温暖化対策の新しい枠組みを二〇二一年末までに策定すべく、交渉を進めていきます。この国際的な交渉の動向について、連休中にドイツ・ボンで開催された交渉会合の結果と概要についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人 関莊一郎君 この会合におきましては、二〇一年末のCOP17での合意を受けまして設置されたダーバン・プラットフォーム特別作業部会、ADPと呼んでおりますけれども、の

たものでございます。ここでは、全ての国が参加する二〇二〇年以降の新しい法的枠組みの二〇一五年合意に向けた検討、また二〇二〇年までの排出削減の取組の向上の、この二つの課題につきま

たところでございまして、蓄電池を活用した実証だとか、浮体式洋上風力の実証、地熱開発の取組支援などの施策を体系的に戦略的に展開することとしておるところでございます。

二〇二〇年以降の枠組みにつきましては、全ての国が参加を確保するために各国の事情に応じた各國の努力を基本とすべきである、また、共通ルールの下で各國の行動の透明性と実効性を確保する必要があるなどの意見が出され、今後、更に論点を絞りまして意見交換を進めていくことが確認されたところでございます。

また、二〇二〇年までの排出削減の向上につきましては、低炭素成長に向けました各國の取組の紹介や、様々な国際協力イニシアチブを促進させるための方策につきまして意見交換が行われております。

来月、六月三日から十四日でございますけれども、にも引き続き会合が予定されているなど、十月のCOP19に向けまして更に議論を深めていく予定となつております。

我が国といたしましても、今後、新たな枠組みの在り方や具体的な内容に関する提案を行い、議論に積極的に貢献していきたいと考えているところです。

○中原八一君 最後でありますけれども、我が国を取り巻く状況は、東日本大震災の影響による火力発電のCO₂排出量が増加をせざるを得ない状況、また、第二約束期間に参加しないことから排出枠の購入もできなくなってしまい、温暖化対策といふ意味では大変マイナスの要素が際立つているようになります。

こういう厳しい状況でございますけれども、地球温暖化対策については、政府は、今後とも先頭に立つて一層取り組み、我が国の排出削減はもろんでありますけれども、世界のリーダーとして世界全体の排出削減にも積極的に貢献していくかなければならぬと思いますけれども、これから

温暖化の取組について石原大臣の決意をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○國務大臣(石原伸晃君) 中原委員が踏み込んで、この地球温暖化をどのように阻止をする、そしてまた、そんな中で、人類共通の課題と私申させていただきましたけれども、この問題に対して、震災以降、厳しい環境ではありますけれども、くお願いします。

日本国内では、もう申すまでもありませんけれども、企業も個人も努力をしていく、そして我が国自らが持つ高い技術力で世界全体の大規模な排出削減に貢献していく、その仕組みはあるわけですが、さいます。こうした考え方を基本として、攻めの地球温暖化外交戦略を組み立てるこによりまして世界の要請にこたえてまいりたい、こんなふうに考えております。

○委員長 北川イッセイ君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩

午後一時開会
○委員長 北川イッセイ君) ただいまから環境委員会と再開ります。

質問を重複しますが、
休憩前に引き続き、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次発言願います。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。
午前中、審議聞いておりまして、ますます重要な法案だなど改めて確認を深くしたところでござい

午前中にも話がありましたが、国連気候変動枠組条約のフィギレス事務局長が、四〇〇 ppmを超えたということで危機的な状況であると、そういう声明を発したわけであります。それで、IE

Aの四五〇 ppm、それと比べると五〇 ppmの間隔が開いているわけでありますけれども、カンクンの合意を踏まえて、あるいはカンクンの中ではIEAは主張したところがこの四五〇 ppmの実現に必要な国内措置をとるべきであると、そういうボトムアップ戦略でありました。これは、自身を検討してまいりますと、やはり日本にとってまたないチャンスであると、これは得意とする低炭素技術の開発普及を通じて、やはり世界の排出削減に貢献できると、そういうビジネスチャンスにもなると思つております。

この四五〇シナリオを更に二〇五〇年まで延ばしてまいりますと、この達成のために四十六兆ドルの追加的な投資が必要だと、こういうふうに言われている話でありますと、実は先日、修正の趣旨説明がありました。修正をされたということについては敬意を表したいと思っておりまして、その中で、「技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努める」、このようにあります。技術の導入、技術の発展については規制システムの役割も見逃すことができないと想います。

かつてアメリカのマスキーフ法、これは有害排ガスを十分の一に早期に削減するという法律でありましたが、規制効果の一つとして、環境対応型自動車の開発普及が進んだとも言われております。CO₂規制が全くなくて対応しないで済むのであるならば、新技術の導入や技術開発の大きなインセンティブは生まれてこないと、このように私は考えておりますが。

したがつて、今回の改正温対法においては、長期的であったとしても定量的に一定の規制があることが望ましいと考えております。こういう意味から、見直し条項付きの二〇五〇年八〇%削減、これが改正温対法に条文化されるべきであつたと考えております。このことがやはり企業行動の予見性を担保することにもなると。まあバックキヤステイングアプローチという観点からも大事だと思いますが、同時に新技術の導入や技術開発の大

きなインセンティブが生まれてくると、そのよう
に思つてゐるわけでありまして、以上二点につい
て、それぞれ修正提案の方からお二人、この二
点について答弁をいたなければと思つています。
○衆議院議員 北川知克君 ただいま加藤議員の
方からお話をありました今回の法改正の中で、二
〇五〇年の八〇%削減、この改正温対法、条文化
されるべきであるという御意見もあります。そし
て、従来から、環境と経済の中で、規制をするこ
とによつて環境政策がより一步前に進むというよ
うな御意見だらうと思ひます。
アメリカのマスキー法のお話がありましたが、
たしか一九七〇年であつたと思いますが、それを
受け、我が国においても昭和五十三年、日本版

ことを期待をしたいと思つておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○衆議院議員（篠原孝君） 地球温暖化対策の長期的な目標が必要だという点は、加藤委員の御指摘のとおりだと思います。特に、二〇五〇年八〇%の削減目標というのはあちこちで言われてきております。

我が党、民主党の関係で申し上げますと、第百七十六国会に提出した地球温暖化対策基本法案において、この長期的な目標に関する規定を設けておりました。それから、またその後ですけれども、平成二十四年四月二十七日に閣議決定いたしました第四次環境基本計画においても、この温室効果ガスの排出を二〇五〇年までに八〇%削減するということを明記しております。

そういうふた関係で、何らかの形でこの法案の中にも織り込むべきだという御指摘、そのとおりだと思っておりまして、我々もそういった議論も質

きなインセンティブが生まれてくると、そのよう
に思っているわけでありまして、以上二点につい
て、それぞれ修正提案の方からお二人、この二
点について答弁をいただければと思っていま
す。

○衆議院議員 北川知克君 ただいま加藤議員の
方からお話をありました今回の法改正の中で、二
〇五〇年の八〇%削減、この改正温対法、条文化
されるべきであるという御意見もあります。そし
て、従来から、環境と経済の中で、規制をするこ
とによって環境政策がより一步前に進むというよ
うな御意見だらうと思ひます。

アメリカのマスキー法のお話がありましたが、
たしか一九七〇年であつたと思いますが、それを
受けて、我が国においても昭和五十三年、日本版
のマスキー法ということで、車の技術開発が先進
的に行われて、車メーカーの技術開発と同時に、
このマスキー法に対応して触媒等関連の技術も進
展をしたと思っております。

その中で、今回の改正で条文化すべきであると
いうお話であります、この点につきましては、
平成二十一年、当時の麻生首相が出席をいたしま
したラクイラ・サミットのG8首脳宣言では、先
進国全体で、一九九〇年又はより最近の複数の年
と比して二〇五〇年までに八〇%又はそれ以上削
減するとの目標を支持をするとされたところであ
ります。

このため我々は、三月二十九日の衆議院の環境
委員会におきましても、温対法改正法の施行に當
たつては二〇五〇年八〇%削減という長期的展望
に立つて地球温暖化対策を実施するよう政府に求
める附帯決議をなされておりまして、これには我
が党も賛成をしたところであります。

提案者といたしましては、議員御指摘のよう
に、条文化という方向もあったのでありますよ
うが、我々は今回政府に附帯決議をということで対
応をしたわけであります、今後の社会経済情
勢、地球温暖化のための国際的な枠組みの展開等
を踏まえつつ、政府において御指摘のような長期
的な目標の設定について積極的に検討をなされる

ことを期待をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○衆議院議員(篠原孝君) 地球温暖化対策の長期的な目標が必要だという点は、加藤委員の御指摘のとおりだと思います。特に、二〇五〇年八〇%の削減目標というのはあちこちで言われてきております。

我が党、民主党の関係で申し上げますと、第百七十六国会に提出した地球温暖化対策基本法案において、この長期的な目標に関する規定を設けておりました。それから、またその後ですけれども、平成二十四年四月二十七日に閣議決定いたしました第四次環境基本計画においても、この温室効果ガスの排出を二〇五〇年までに八〇%削減するということを明記しております。

そういった関係で、何らかの形でこの法案の中にも織り込むべきだという御指摘、そのとおりだと思っておりまして、我々もそういった議論も質疑においてもしてまいりました。ですが、これは北川提案者が既に答えていただいておりますけれども、附帯決議にきちんと収めております。

具体的な目標のことと、マスキーフの話をされましたけど、私が深くかかわってまいりました食料・農業分野におきましても、アメリカでダイエタリーゴールという、食生活の目標というので、日本でも一時盛んに言われましたPFCバランスと。炭水化物と脂肪とたんぱく質のバランスが、日本の食生活が非常にバランスが取れていると。アメリカは脂肪やたんぱく質が過多だということを言われまして、それでそういった単なる目標だったんですけど、アメリカでは、まだまだ不十分であろうと思いますけど、相当肥満が解消されできていると。逆に、日本では余り問題にされないので、よく分かりませんが、小学生などはアメリカと同じような肥満体質が増えているというふうになつております。

どの分野でも目標をきちんと定めてそこに向かつて進むということは大事なことではないかと思つております、そういう観点からも附帯決

議に付けさせていただきましたし、我々は、それをゴールに向かって推進して、進んでいくべきで

はないかと思つております。

自民党が出された低炭素社会づくり推進基本法案、これ第十八条には二〇五〇年八〇%削減が入っております。それから、閣法の中でも第十一条で同じ数字が入っております。それで、公明党が出てきました気候変動対策基本法、これ第十四条に

うことを言うのはおかしいんではないか。
○政府参考人(関莊一郎君) もう一度改めてイギ
リスの法律について確認をさせていただきたいと
思います。失礼いたしました。

○加藤修一君 それは恥ずかしい話ですよ、あな
た。

なぜ私がこういうふうに言うかというと、我々は国会にいる立場としては、一〇五〇年八〇%削減、そういうことを何とかやらなければいけないと。これは環境省の役割をしっかりと位置付けさせることもありますけれども、午前中に大臣がおっしゃったように大変な大きな課題であると。CO₂P-9を目指して取組を出さなければなりません。

果ガスの削減に向けた取組に対する権限がEPAに付与されたと。だから、この大気浄化法の中で大気汚染物質としてのCO₂などのGHGを規制・削減することが可能となつたということにあるわけですよ。法律があるということです。規制に関して。

しかも、これまでは若干ペースラインが釐ひますナ

二〇五〇年八〇%を削減というのが入っておるわけでありまして、それで、事務方にお聞きしますけれども、前回、委嘱の関係でこの辺の話をしつつ、私は、アメリカもイギリスもこれは二〇五〇年八〇%を削減というのは明確に言つてゐるわけですが、それから国際的な合意、サミットの関係での合意でも進めてきていたという話もさせていたしました。

それで、これ、英國もアメリカも定めていると
いうふうに、私は法律上の話はしませんでしただけ
れども、法律ではそういうふうになつていないと
いうことですけれども、確認しますけど、本当に
そうですか。

○政府参考人(関村一郎君) 純然てに調査したわけではございませんけれど、私どもの知り得ている範囲では、アメリカ、イギリスにおきまして法文上二〇五〇年八〇%と位置付けられていることは承知しております。

なぜそう言うかといいますと、イギリスは二〇〇八年に気候変動法という法律を成立させました。これは、二〇五〇年までにイギリスにおける温暖化効果ガス排出量を一九九〇年比で八〇%削減することを最終目標とした法律であります。法律の中に明確に書かれているわけですよ。だから

うことを言うのはおかしいんではないか。
○政府参考人(関莊一郎君) もう一度改めてイギ
リスの法律について確認をさせていただきたいと
思います。失礼いたしました。

なぜ私がこういうふうに言うかというと、我々は国会にいる立場としては、一〇五〇年八〇%削減、そういうことを何とかやらなければいけないと。これは環境省の役割をしっかりと位置付けさせることもありますけれども、午前中に大臣がおっしゃったように大変な大きな課題であると。CO₂P-9を目指して取組を出さなければなりません。

果ガスの削減に向けた取組に対する権限がEPAに付与されたと。だから、この大気浄化法の中で大気汚染物質としてのCO₂などのGHGを規制・削減することが可能となつたということにあるわけですよ。法律があるということですよ、規制に関して。

しかも、これまでは若干バランスラインが豈ひますナ

ない、経済国第三位としてその責務を果たさなければいけない。果たすためにはそれだけの道具がが必要ですよ。エネルギー基本計画だって、できるかどうか分からぬでですよ、行くまでに。ですかね、せめて二〇五〇年、先の話かもしませんけれども、パックキヤステインングの関係を含めて考えれば二〇四〇年とか二〇三〇年とか、企業の経営にとって、それはビジョンがそういうこと

になつてゐるならば、自分たちの会社のビジネスの関係についてもこううふうに考えるべきだと言う、そういう行動につながつてくるわけでありまして、だから強く言つてはいるんですよ、この一〇五年八〇%削減、ということは。

しかしほかの国へヨーロッパなどへたつて、
については法律で規制していないということですけれども、法律に規定してくれと我々は言つていいわけですね。規制するのが大事だと。ないからやらないといふのはないからやらないといふのですかと、私は前回言いましたよ。あればやるという話ですか。

アメリカはあるんですよ、ちゃんと法律が。アメリカのEPA、温室効果ガスを有害認定、御存じであります。CO₂やメタン、温室効果ガス等、これは人の健康に有害な物質だとする認定結果を

既に発表したと。クリーン・エア・アクト、これは大気浄化法という法律でありますけれども、そこで明確にしたわけですよ。ですから、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン類、ボン類、パーカーフルオロカーボン類、六弗化硫黄の六種類と。それから、気候変動に関する膨大な科学

果ガスの削減に向けた取組に対する権限がEPAに付与されたと。だから、この大気浄化法の中で大気汚染物質としてのCO₂などのGHGを規制・削減することが可能となつたということにあるわけですよ。法律があるということですよ、規制に関して。

しかも、これまでは若干ペースラインが違うままではナ

れども、二〇〇五年比で二〇一二年三%減、二〇一〇年一七%減、二〇一三年四%減、二〇一五年八〇%減と、そういうふうに設定されているわけですよ。削減手段として、キャップ・アンド・トレード方式が採用され、争点となつていた排出枠の無償配分については、総排出枠の最大八五%が様々な部門に異なる期間配分されると、そういうことで実は言及しているわけですよ。

それから、連邦の再生可能エネルギー利用基準の目標値については、二〇二〇年に総配電量の三〇%と設定されているということなんですね。是非、これは確認してほしいと思うんですね。

うに人類の大きな課題で、先ほどの事務局長の仰った話じゃありませんが、大変な状況になつてゐるということですよ。だから明確に効き日のなる法律にしなければいけないということなんですか。

○政府参考人(関莊一郎君) 米国の大気浄化法の理解では、温室効果ガスが大気汚染物質でかどうかについて最高裁まで争われて、アメリカの連邦最高裁判所で大気汚染物質であるといふ

うな判断がなされ、それに伴いまして既存の大気浄化法の規制対象物質になつたと。最近の動きでは、この法律に基づきまして、新設の石炭火力発電所の排出基準を設定すべく、昨年の春に数値を提案してパブリックコメントを終了し、近々に法律に基づいた措置がされると、このようになつて

いるというふうに承知しております。

他国のそれぞれの国内、様々な事情で様々な取組が行なわれていると思っておりますけれども、我が国といたしましては、地球温暖化対策計画を法定計画として作ることによって、今年度以降も是非温暖化対策を積極的に進めてまいりたいと、このように考えております。

○加藤修一君 前回、英國、アメリカもそういう対応をしているわけですよと、この二〇五〇年八〇%削減。なぜ環境省だけがそういう形にしないのかと。そのときに答弁は、ほかの先進国、アメリカ等におきましても、それぞれの国内法におきまして明確に二〇五〇年八〇%削減ということを位置付けているわけではございませんと明確に言っているわけですよ。だから、事実と違うわけですよね。

私は、揚げ足を取つてとか、そういうことじやないんですよ。全権的な責任を持つてあるあなたがこういう程度じや、国際交渉のところでどういうことになるのかと危惧しますよ。しかも、この改正温対法は、皆さん、大変な重要な法案だと思つてます。その中に明確に入れるべき数字は入れて、それが規制的なシステムとして働くようにならなければいけないと、先ほど修正提案者にもそういう関係の話をしました。まさに我々と同じ考え方じゃないですか。

何でかたくなにそう思うんですか、やらないんですか。なぜ数字は入れたくないんですか。

○政府参考人(関莊一郎君) 二〇五〇年八〇%削減というのは、昨年の環境基本計画の中でも政府として閣議決定しているものでござります。

今回の温対法の改正を提案させていただきまして、日本政府としては、将来の、法律ではございませんけれども、環境基本法に基づく環境基本計画の中で明確に位置付けているものでござります。

今回の温対法の改正を提案させていただきまして、今年度以降も引き続き法律に基づく温暖化対策が円滑に進められるように御提案をさせていただいたものでございます。

○加藤修一君 質問にまともに答えてほしいんですよ。

○政府参考人(関莊一郎君) 政府として今回の温対策法を提案させていただきましたけれども、私ども、今回の改定においては、私ども事務方といたしましては、取りあえず必要な部分についてのみ御提案をさせていただいたて、その余の長期的なものについては引き続き検討させていただきたいと、こういう気持ちで御提案をさせていただきました。

○加藤修一君 午前中の答弁の中でエネルギー基本計画の話がありました、それを策定するという話がありました。これは明確にそういう点を、そのことを考へると二〇二〇年、二〇三〇年をどうするかという、そういった面における数字が出てくると、そういうふうに私は理解しましたが、があるということなんですよ。

それは確実にそういうなるという判断でよろしいですか。なぜこういう質問をするかといふと、二〇五〇年八〇%削減は、何回も言つて同じように意義があるということなんですよ。

○政府参考人(関莊一郎君) エネルギー基本計画につきましては経済産業省で御担当されて検討されているというふうに承知しておりますが、最終的な姿がどのようになるかといふのは、私どもは見守つておる立場でございます。

○加藤修一君 いや、ですから担保を取らなければいけないということなんですよ。言つておる意味分かりませんか、二〇五〇年八〇%削減の意味が。

○政府参考人(関莊一郎君) エネルギー基本計画の計画期間がどのようになるかといふことも私どもが判断する立場ではございませんけれども、恐らく、前回の計画でありますと二〇三〇年の姿を示しておりますので、そういうことを参考に決定されるのではないかなど、このように考えております。

○加藤修一君 いや、数字がなくて規制をより十分にやることはできないと私は思います。この問題だけをやつておけるにはいかないですけれども、前回も言いましたけれども、なぜここに私がこだわっているかというと、それは二〇五〇年八〇%削減をしなければいけないという、そのことがそんなんですけれども、ただ、これをやろうとしたときに、特に与党の公明党を混乱させるよ

か。

○加藤修一君 同じです。

○政府参考人(関莊一郎君) 今回御提案させていただきました温対法が成立したましたら、それに基づきまして温暖化対策計画を策定させていたしました。取りあえず必要な部分についてのみ御提案をさせていただきたいと、その余の長期的なものについては引き続き検討させていただきたいと、こういう気持ちで御提案をさせていただきました。

○加藤修一君 英国でもアメリカでも、具体的に法律に数字は書かれている、それに対応して規制措置も進んでいくことなんですね。それを考えていくと、日本の、具体的な数字が入つてない段階でどこまでやれるかということは非常に不確実性が高いわけですよね。

これ、相当そういう意味では日本は遅れていますよ。アメリカ云々というのをよく聞きますけれども、この法律の中身を考えいくと非常に遅れているというふうに言わざるを得ないわけですね。

○政府参考人(関莊一郎君) 今回御提案させていただいております改正温対法の温暖化対策計画の計画項目の一つが目標でございまして、国際的には二〇二〇年目標、現在二五%削減となつておりますけれども、どうとらえていますか。

○政府参考人(関莊一郎君) ただいまおっしゃる通りまして、モデル事業から得られた知見を活用し、二〇一六年から全国レベルでの制度の導入を予定していると承知しております。

また、韓国につきましては、二〇一二年五月に国内排出量取引制度に関する法律が成立しております。これによりまして、二〇一五年から制度の開始することが決定しており、導入に向けた準備を進めているものと承知しているところでございます。

○加藤修一君 これは後ほど質問しますけれども、これ、東京都では国内で初めて排出量取引制度を導入していますけれども、環境省としてはどのようにこれを評価しているでしょうか。

○政府参考人(関莊一郎君) 御指摘のように、東京都におきましても、二〇一〇年度から総量削減義務と排出量取引制度という名前でこの制度を開始したものと承知しております。

環境省におきましても、温暖化対策を進める上で排出量の取引というのは大変検討に値するものでありますけれども、環境省としてはどういうふうに考えておりまして、引き続き検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○加藤修一君 日中韓の会合の関係で、ある意味

うなことを行政がやっていいわけじゃないんですね、あえて言いますけれども。とんでもない話なんですよ。

それでは次に、温暖化対策の三点セットと言わっておりますけれども、国内の排出量取引制度、それから地球温暖化対策の税、それから再生可能エネルギー基本計画の策定の動向等も勘案しながら策定をしていきたいと、このように考えております。

そこで、せんだって第十五回の日中韓の環境大臣会合があつたわけでありますけれども、その中でも、排出量取引制度の関係について今後議論を

していくというふうに書かれておりますけれども、これは中国及び韓国、この排出量取引制度の関係についてはどのような進捗状況でしようか。

○政府参考人(関莊一郎君) まず、中国におきましては、二〇一三年から主要七地方政府におきましては内排出量取引制度のモデル事業を実施して

おりまして、モデル事業から得られた知見を活用し、二〇一六年から全国レベルでの制度の導入を予定していると承知しております。

また、韓国につきましては、二〇一二年五月に

で、日本は環境の対応の仕方については先進的な部分が相当数あると思うんですね。韓国においても、答弁がありましたように、二〇一二年五月、法律を作つたと。あるいは、中国は二〇一三年から二〇一六年にかけてそういう様式を導入するという話でありますけれども、これから発展途上国の方あるいは中進国の方でそういう形になつてゐるわけすけれども、また、今、東京都の関係についても評価するという話でありましたが、大臣、これ、排出量取引制度については環境

発表して、それで地球温暖化対策の関係、資源の制約がどんどんきつくなつてくるからそれに対しはどう対処するか、あるいは、生態系の崩壊等々含めて、それにそれぞれ対応する形で低炭素社会、あるいは循環型社会、それから自然と共生の社会と、そういうふうに三本柱があつて、最終的にそれが持続可能な社会をつくっていくというふうになつてきているわけでありますけれども。

おります。二十世紀型の物質文明社会を乗り越え、低炭素社会、循環型社会自然共生社会を同時実現する新たな文明社会を構築していく必要があると私どもも考えておりまして、このため、十六年度以降、そのような社会の創造につながる施策を推進するため、地球温暖化対策のための税の税収を一層効果的に活用させていただきたいと考えてございます。

いけないなというのは共通の考え方だと思いま
す。
それで、ちょっと飛躍しますけれども、原発開
発で、これ国費投入、累積の国費投入の関係であ
りますけれども、これはどのぐらいになるかとい
うことを持ちよつと教えてほしいと思つております
が、最近五年間でもう二兆円は超して いるとい
う話もあつたりしますけれども。

の関係についても評価するという話でありました
が、大臣、これ、排出量取引制度については環境
省としては今後どのように取り組んでいく予定で
しょう。

○国務大臣(石原伸晃君) たたいま国内の派出権取引の制度について、韓国並びに中国の取組、私もその場におおりましたのでそういう報告を受けました。日本では東京都が実施したものが、二〇一二〇年だったと思いますけれども、あるわけでござりますが、その成果は、今局長の方から御答弁させさせていただきましたけれども、平成二十三年度は発災がございましたので、経済の全体的な落ち込み、これをどういうふうに勘案するかということ

を除いたとしても、〇〇%を超える削減効果がある。東京でいいますと、多分工場というよりもオフィスとか、そういうものが多くなっているんだと思いますけれども、効果のあるものであるという答弁を局長がしているとおり、これはどこまで広げができるのか、今は自治体の取組でござ

さいますけれども、国として取り組むことができ
るのか、検討しているところでございます。
○加藤修一君 それでは次に、地球温暖化対策の
ための税の関係について入ってまいりたいと思
い

ますけれども、これ、特別会計、エネルギー特会の関係でありますけれども、平年ベースになつた場合は二千数百億円、初年度では三百数十億円というふうに言われておりますけれども、かなりの増収が今後あるというふうに考えられます。

第一次安倍内閣のときに、美しい星の政策、あるいはケーラース50ということもありました。それから、二十一世紀の環境立国戦略というのも

○大臣政務官(秋野公造君) 御質問いただきまして、大地球温暖化対策のための税につきましては、段階的な施行の途上にありますて、まずは、その定着を図るとともにその税収を有効的に活用していくことが重要と認識をしてございます。

本年一月に石原大臣より、低炭素社会創出ファイナンス・インシアステイプ及び再生可能エネルギー導入加速化プログラムを発表させていただきました。税収の使途については、この二つに基づきまして、二十五年度再生可能エネルギー等の導入促進に向けて、金融メカニズムを活用して民間投資を促進するとともに、例えば浮体式洋上風力発電の実証などの施策を体系的に、戦略的に展開をさせていただくこととしています。

○大臣政務官(秋野公造君) 御質問いただきまして、感謝いたします。この問題は、地球温暖化対策のための税につきましては、段階的な施行の途上にあります。まずは、その定着を図るとともにその収益を有効的に活用していくことが重要と認識をしてございます。

のが、今政務官が説明していくたいたいような社会をつくっていくために、これからもその税の有効活用を明らかに国民の皆様方に示し、ああ、こういうことに使うんだ、そのためにははと納税をしていただける環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○加藤修一君 それじゃ次に、再生可能エネルギーの関係に入りたいと思います。

I P C C のレポートによりますと、二〇〇〇年には、開発ボテンシャルというんでしようか、世界全体のうち八五%を供給できるという、そういう意味だと思いますけれども、そのぐらい再生可能なエネルギーについてのボテンシャルがあるということと同時に、期待できるということにも当然なつてまるるわけありますけれども、これは質

のか、今政務官が説明していくたいたいような社会をつくっていくために、これからもその税の有効活用を明らかに国民の皆様方に示し、ああ、こういうことに使うんだ、そのためにはと納税をしていただける環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

十九年度から平成二十一年度まで五十七年間の予算額の総額が十三兆九千八百億円、約十四兆円となります。

○加藤修一君 国策といつても、再生可能エネルギー、ギーも当然国策でありますけれども、いずれにしても約十四兆円ということが使われてきたということになります。

それで、私は、前々から再生可能エネルギー、自然エネルギーについてはしっかりとやっていかなければいけないということで、同志を募ってやってきておりますが、再生可能エネルギーに対する予算措置というのは昔は非常にみすばらしきつた。ある意味では、表現は別でありますけれども、冷たい対応だなど、そういうふうに実は思つてまいりました。

さらに、三・一以降のお話もしていただきま
したが、震災後に人々の価値観が変化し、持続的
な経済成長の中身についての問い合わせも始まつて

のが、今政務官が説明していくたいたいような社会をつくっていくために、これからもその税の有効活用を明らかに国民の皆様方に示し、ああ、こういうことに使うんだ、そのためにははと納税をしていただける環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

十九年度から平成二十一年度まで五十七年間の予算額の総額が十三兆九千八百億円、約十四兆円となります。

○加藤修一君 国策と いつても、再生可能エネルギー、ギーも当然国策でありますけれども、いずれにしても約十四兆円ということが使われてきたということになります。

それで、私は、前々から再生可能エネルギー、自然エネルギーについてはしっかりとやっていかなければいけないということで、同志を募つてやってきておりますが、再生可能エネルギーに対する予算措置というのは昔は非常にみすばらしかった。ある意味では、表現は別でありますけれども、冷たい対応だなど、そういうふうに実は思つてまいりました。

そこで、この再生可能エネルギーが普及拡大できるように、そういう措置をしっかりとやっていかなければいけないと、そういうふうに思つて

おりまして、若干前に戻りますけれども、その今の原発の関連の投資の関係についても、もう少し細かい分析をすべきだと思うんですね。パックエンジンとかフロントエンジンの関係とか原子力中心の関係とか、地域振興策等を含めて、そういう面での分析も是非すべきだと思つておりますけれども、ちょっと前の方に質問戻つてしましますけれども、よろしくお願ひします。

○政府参考人(中野節君) 御説明いたしましたように、関係府省の経費について公表しておるところでございまして、これまで総額の集計だけを公表しているところでございます。様々な種類の予算がございまして、五十年前からの精緻な分析というの正直申しまして難しい部分があると思つております。

目的によりまして必要な作業を行うということについては可能だと思いますけれども、そのやり方、何ができるのかということについては検討させていただいているところでございます。

○加藤修一君 是非検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それで、再生可能エネルギーの関係ですけれども、普及拡大の関係で、阻害要因ということで、前々回だったでしょうか、取り上げてまいりました。それで、メリットオーダーで大体電力は進んでいる話でありますから、メリットオーダーで考えてきますと、安い価格からエネルギーを購入していく、電気を購入していくという話に当然なってくるわけで、それで考えていくと、回避可能な原価、再生可能エネルギーは非常に小さな数字であると、五円とか六円という話にもなってくるのである。だから、そういう意味では、優先的に再生可能エネルギーが入れるようになっていることは、これは事実だと私も理解しております。

ただ、待ち行列が多いということですよね、待ち行列が。実際その中に入つていけないようになつてあるやつつまり、まだ発電に至つてないやつが非常に多いと、発電することができるようになります。

ただ、待ち行列が多いということですね、待ち行列が。実際その中に入つていけないようになつてあるやつつまり、まだ発電に至つてないやつが非常に多いと、発電することができるようになります。

うになつたやつも含めて、一月末現在では七百三十七万キロワットという認定設備の関係があるわけでありまして、それがなかなか入つていかないという現実がある。

発電の方向になかなか向かっていかないという現実があつて、それはもう皆さん御承知のよう

に、送電線がなかなか入り切らない等々含めて、それは買取り義務が当然あるんでしょうけれども、そういう物理的な面も当然ある。しかし、物理的な条件ばかりじゃなくて、入るんだけれども、なかなかそれは、はいというわけにいかないという部分もあることは事実であります。そういう面についての検証可能性というのは、前回も申し上げましたよくななかうまくはいかない。情報を持っているのはお互い偏っているわけ

でありますので、うまくいかない。しかし、これは送電線を含めて、連系の系統を含めてしっかりと、あるいはその大型の蓄電池の関係も含めてしっかりと対応しなければいけないということは言うまでもないと思いますし、今後それは積極的に進めていくべきだと私は思つていい

しかし、これが一つ。進めていくべきだと思いますのでどうですかというのが一つ。

それから二つ目は、もう時間がありませんので、二つ目は、連系でも北本連系の話ですね。今六十万キロワットということで、将来的には九十万に変えていくという話でありますけれども、これではまだまだ少ない。海底ケーブルだとこれは引つかつたりなんかするわけですから、船の関係を含めて難しい部分もある。青函トンネルは本坑と作業坑と先進導坑つて三本走つているわけで、本坑はお客様も乗つた列車が通るということもあって、高圧の電気を通すというのはなかなか厳しい部分があるかもしれません、青函トン

ネルを使うということも全くなくはない、是非検討すべきだと。だから、九十万に終わらないで、もっと中長期的に考えていくならば三百万キロワットにすると思つておられます。

ので、この二点について、是非答弁をお願いいたします。

○政府参考人(新原浩朗君) まず、前半の再生可能エネルギーのところの導入拡大についてお答えをさせていただきます。

委員とも大分議論させていただいておりますが、幾つかの条件整備が必要だと思つていまし

て、一つは市場の創造だというふうに考えております。

そのためには、まず再生可能エネルギーの発電に通常要するコストをカバーする価格で買い取ることによつて民間の投資回収にしっかりと見た見通しを与えることだと思っております。そういう意味で、固定価格買取り制度を着実かつ安定的に今後も運用していくということは、これは多様な民間の投資をこの市場に呼び込んでいく上でどう

しても不可欠なことであると考えております。そ

れとともに、環境省と御相談させていただいていますが、この環境アセス迅速化などの規制改革などを通じて環境整備を図つていく、これが第一点

だと思っております。

二番目はインフラ整備でございます。先ほど委員御指摘のところでござります。最適地が限られ

る風力発電については、特に地域内送電網が弱い

ということが問題になつております。これで、平成二十五年度予算で初年度二百五十億円を計上し

まして、この地域内送電網整備のためのインフラ整備に着手してまいりたいと、こういうふうに思つております。

以上で終わります。

○加藤修一君 再エネが普及拡大して一つの産業として成立できるように、より一層、今後ともそ

ういった面についての支援をよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一でございま

す。

温暖化対策推進法という法律は十五年前に制定

されたわけなんですが、当初は、つまり十五年前の時点というのは、要は法律

の内容というのは、国とか地方自治体が自分の事務事業をやるときに、つまり役所の電気を使つた

りとか若しくは公用車を使つとか、そういうとき

にどうしても温室効果ガスが発生するわけですか

ちなみに、蓄電池はコストの高さが課題でござりますので、コスト低減にコミットしていただきたい企業に対しても開発費の四分の三を国が補助しまして、目標が達成できなければ、しかしながら補助金を返還いただくという国の予算で初めての新機軸を打ち出しております。

最後に、これも委員と議論させていただいておりますが、ITの活用の問題がございます。HE

M-S、BEMS、MEMS、CEMSといったエ

ネルギーマネジメントシステム、さらには供給側の状況に応じて電力需要を変化させるデマンドレスポンスだと、この辺については全国四地域の実証実験結果が出ておりますので、この成果を踏まえて、全国に普及させて新しい電給構造をつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○加藤修一君 再エネが普及拡大して一つの産業として成立できるように、より一層、今後ともそ

ういった面についての支援をよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一でございま

す。

温暖化対策推進法という法律は十五年前に制定

されたわけなんですが、世界で初めて電力会社の変電所の側に巨

大な蓄電池を設置しまして、再生可能エネルギーの接続量を一気に拡大する実証実験を今年実施さ

せていただきたいと思つております。これも予備費で二百九十六億円確保しております。これ、世

界最大の蓄電池になると思いますが、これで蓄電

池自体の世界市場獲得にもつなげていきたい

ことがあります。

三つ目は、不安定性の除去という問題がござい

ます。これも委員御指摘の蓄電池の問題でござい

ますが、世界で初めて電力会社の変電所の側に巨

大な蓄電池を設置しまして、再生可能エネルギー

の接続量を一気に拡大する実証実験を今年実施させていただきたいと思つております。これも予備

費で二百九十六億円確保しております。これ、世

界最大の蓄電池になると思いますが、これで蓄電

池自体の世界市場獲得にもつなげていきたい

ことがあります。

なかつたんですよね。削減じゃなくて、当時は抑制という言葉をすうと使つていただけなんですねけれども、それが度重なる改正の中で、まだ不十分という声は当然ありますけれども、だんだんだんだん充実をしてきたというふうに僕は思つているんですが。

まず最初にちょっと伺いたいのは、その一番最初の十五年前に制定されたときからあつた項目、これが地方公共団体の実行計画、これは事務事業というか、要するに自分たちのさつき言つた公用車とか役所の中の電気をとかという、そういうところの排出に対してちゃんときちつと計画的に削減していくきなさいという部分は法律を作つた当初からあつたんですが、その策定率、これは、事務方で結構ですけど、どうなつていますでしょうか。

○政府参考人(白石順一君) お尋ねのもの、二つございました。自治体自身の温暖化対策の計画、

事務事業編と称しておりますけれども、これは全

自治体に今作成が義務付けられておりますけれども、二十四年十月の時点で七九%、それから、そ

の自治体の区域の中の温暖化対策に関する計画、

区域施策編と称しておりますけれども、これは特

例市以上のもの、対象でございますけれども、同

じ数字でござりますけど、八二%でございます。

○水野賢一君 今お答えになつたうちの区域施策

編は、これは法律の最初からあつたわけじゃない

わけですから、事務事業編の方を聞いたんだす

が、事務事業編、つまり七九%ということは、逆

に言うと二二%の自治体はまだ策定していないわ

けですよね。(これは、こういうところには何か働きかけとかはしていらっしゃるんですね)

○政府参考人(白石順一君) 少し細かい数字にな

りますけれども、さすがに、都道府県、指定都

市、中核市、特例市、こういったところは一〇〇

%でございます。そのほかの市町村の策定率が四

分の三ぐらいにとどまっているということで今の

ようないふな数字になつております。

ここに言う自治体に対しましては、いろいろ計

画を策定するマニュアルの提供あるいは研修、こ

ういったことを実施しております。そういうことと

と引き続き粘り強く働きかけをしてまいりたい

と考えております。

○水野賢一君 まあ、さすがに小さい村とかまで

に作れというのはなかなか現実問題として難しさ

もあるのかなという気もするんですが、いろんな

努力はしていただきたいというふうに思います

が。

白石さんの方から、区域施策編の方の策定率は

ということが次の質問だったんですけど、先走つて

答えていただいたんで、それはいいんですけど、そ

の区域施策編というのは、いわゆる役所の使って

いる電気とかの話じゃなくて、この自治体全域の

中の計画ですね。これは八十何%の策定率とい

うことですが、これ、優良な計画とかとして、例

えば環境省が見てもここはしっかりとしているなど

か、そういう計画としては何がありますか。

○政府参考人(白石順一君) 今から例示挙げるも

の以外にも立派なものございますけれども、例え

ば北海道ですと、二〇二〇年度まで、何もしない

ケースに比べて七百三十八万トン削減するとい

う目標を作りまして、道民、事業者、あるいは運輸

などの取組に分けた詳細な削減見込み量を計画に

付けるというやり方をしているところ、あるいは

京都市では、九十四万トンのCO₂削減するとい

う目標を掲げまして、歩いて暮らせる町づくり、

あるいは環境に優しい経済活動、こういった分野

がございますので、こういうふうなものが

ござりますので、こういう優良な事例につきま

しては、先ほど申し上げましたマニュアルで紹介

したりということで広げさせていただこうと考え

ております。

○水野賢一君 自治体のやることだから、国が余

り強制的にこういうものにしなきゃいけないとは

しては、要は、私もこの二〇〇五年の改正でかなり

大きい変化がこの法律に加わったんですね。そ

れがいわゆる温室効果ガスの排出量の算定・報

告・公表制度というものであつて、これは私は非

常にこの部分は多少思い入があるんですが、こ

れ、要はどの事業所がどれだけのCO₂などを排

出しているかということをちゃんと公表しなさい

という、こういう制度が導入されたわけですよ

ね。

それ以前というのは、要は、私もこの二〇〇五

年の改正の前の時点でも随分いろいろ調べたん

です。

○環境報告書というのを企業なんかが出してい

ますよね。環境報告書を見ると、本当は一番いい

のは、我が社は今百万トン出していますと、百万

トンを削減しますと、つまり一〇〇%削減します

と。これだったら話は分かるんだけれども、結構

当時の環境報告書とか見ると、我が社は五年間で

八%削減しますとかと書いてあるんだけど、逆

ることも大切なわけですし、計画が何にもないと

減つて何トンになつていてのということは全然書

いていないとか、若しくは原単位で何%削減と

邊は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

ことは大変重要なことでありますと、環境省とし

ては、野方団になつちゃうかもしれませんから、そこら

辺は、計画を作ることは大切ですけど、これ、達

成しているかどうかということも大切になつてくれ

か。まあ別に、そんな目標を立てるのはいいんで

すが、いいんだけれども、要は、今何トン出して

かというのは環境省としてもチェックしたりとか

いうのはあるんでしょうか。

○副大臣(田中和徳君) 今、水野先生の御指摘の

とおり、地方自治体を十分機能させていくという

間でございます。米国は二万五千トン、カナダは五万トンとなつておりますし、我が国は事業者単位で約三千トンとなつておりますので、我が国のが据切り基準というのはこれらの国に比して厳しいものになつてゐるというふうに考へることができると思います。

○水野賢一君 そういう意味では、どちらかといふと日本のこの制度の導入というのは、CO₂などの排出量をきっちりと公表しなさいという制度は導入は遅れただけで、日本よりも例えばイギリスとかEUなんかは先行していましたからね、これからできたけど、より厳しい制度になつているという、現状でもそうだという、そういう理解でいいですね。

○政府参考人(関莊一郎君) 御指摘のとおりだと理解しております。

○水野賢一君 この制度での二酸化炭素排出のカバー率、つまり全国のCO₂つて大体十二、三億トン出しているわけですから、そのうちどのぐらいが捕捉されているというふうに理解してよろしいでしようか。

○政府参考人(関莊一郎君) 平成二十一年度に算定・報告・公表制度により報告されましたエネルギー起源のCO₂の排出量は約五億三千五百万吨でありまして、同じ年の日本全国全体のエネルギー起源CO₂の排出量、約十億七千五百万吨の約五〇%をこの報告算定期度で報告されているということになつております。

○水野賢一君 それで、部門ごとに分かれますか。つまり、部門ごとというのは、これは当然産業部門の方が割合が高く捕捉をしているはずなんですが、そのため、必ずしも精緻な比較はできないところでありますけれども、平成二十一年度の実績を用いた比較におきまして、算定・

報告・公表制度の対象となりますエネルギー起源CO₂の排出量は、工場、発電所等の産業、エネルギー輸部門では約九割、自動車、船舶等のエネルギー輸部門では約二割、商業、サービス、事務所等業務部門では約四割を占めているところでござります。

○水野賢一君 この制度の中で、都道府県ごとのCO₂の排出量というのも、これも出していますよね。四十七都道府県で一番CO₂をその区域から出している都道府県つて分かりますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 同じく平成二十一年度の実績でございますけれども、千葉県が約四千三百八十九万トンと全国一位であります、これは

は全国の九・七%を占めているところでございま

す。

○水野賢一君 確かに千葉県なんですよ。要するに、これは、排出量というのは、排出先というのではなくて、要するに製鉄所だとか石炭火力とかそういうところが、ちょっと電力をどうカウントするかはいろいろ議論があるんですけど、そういうようないところが大排出源だから、そういうものが多い千葉県が四十七都道府県で一位になるんですが、今申し上げたように、製鉄所だとか若しくは火力発電所なんかが大排出源ですよね。

○政府参考人(関莊一郎君) 平成二十一年度の実績でございますけれども、東京電力の排出量は約七千五百万吨、新日本製鉄の排出量は約五千六百万トンでございまして、企業別ではそれぞれ東京電力が全国一位、新日鉄が二位となつております。

○水野賢一君 そうすると、その年のCO₂の全

はちょっと、電力は直接配分で見るのか間接配分で見る、細かい議論はいろいろあるんだけれども、単純に言つて、この二社ぐらいで全国の一割です。

だから、そう考へると、はつきり言つて、この温暖化対策というのは、個人が努力して小まめに電気を消しましようとか、それは別に僕は否定しないし、悪いことじゃないし、大いにやるべきだと思いますけど、結局こういう大企業のところのCO₂排出にメスを入れるしかないと思うんです

が、その中の一つの切り札的なものが排出量取引の考え方になるわけですが、これはさつき加藤委員の質問もありましたけど、これは最近の検討状況というのは、大臣、どうですか。

○國務大臣(石原伸晃君) 先ほども答弁させていただけましたけど、国内の排出量取引制度というものは任意の参加型ですけれども、それなりの効果があると。ですから、これを広げていく上でどういう問題があるのか、またどういうことを乗り越えていかなければいけないのかというようなことを今検討しております。

そして、委員の今のディスカッションを聞かせていただきておりますと、限られた分野のやはり製鉄、重機を扱うようなところ、あるいは発電を扱うところに極めて排出量が多いということですから、それは扱っている企業という名は立たる企業ですから、ある意味では、こういうことをやればこういうふうになりますよということを、企業の逆にイメージアップにもつながるというようないろんな方法があるんじゃないかな。お話を聞かせていただいておりまして、検討の参考になつたということをお話しさせていただきたいと思いま

す。

○水野賢一君 さつきちょっと私も触れましたけど、この排出量の算定・報告・公表制度が導入されると、すごい反対があつたんですね。すごい反対があつた。実はこれが、そのときの反対の理屈のかなり大きい理屈は、これは企業秘密だとと言つていたんですけど、これは企業秘密のわ

けはないんであって、実は本音で言うと、これがアリの一穴になるというふうなことに危惧していると思うんです。

つまり、何トン出しているかなんということは企業秘密じゃないんだけど、そうすると、必ずそれは、今何トン、三百万トン出しているとかといふことが分かると、次は二百八十万トンに減らせとかって、それはキャップを掛けられるというこことつながるということで、企業秘密とかなんとかという本質的な話じゃなくて、キャップ・アンド・トレードにつながっちゃうかもしれないといふことで、だから先に封じ込めておきたいということで反対していたと思うんですが。

さて、ちょっと今のその企業秘密の話とかに続いて、関連して聞きたいんですけど、一応、そろはいつても、私は、そのCO₂に関して、企業秘密じゃないんじゃないのとは當時も思つていたし、今も思つていますが、だからこの制度も導入されたんだけれども。実は、この制度の対象ガスというのは、CO₂のみならず、六ガスなんですね。いわゆる京都議定書の六ガスなんですが、六ガスの中で、当時、私の記憶でも、例えば半導体メーカーとか液晶の関係のとかというところはこういうことを言つていたんですね。SF₆の、つまり六弗化硫黄とかの出している量が分かるともう大変な打撃を受けちゃうんですよ。

それはこっちもそのSF₆のことまでよく分からぬんで、そういうふうになりますよということを、企業の逆にイメージアップにもつながるというようないろんな方法があるんじゃないかな。お話を聞かせていただいておりまして、検討の参考になつたということをお話しさせていただきたいと思いま

いるんですが、これ発動されている例、これは政務官で結構なんですが、どのくらいありますか。

○大臣政務官(齋藤健君) 法律第二十一条の三に、先生御案内のように、対象事業者が権利利益の保護に係る請求というものを行うことができることになつております。これを、この請求を事業所管大臣が認めて、一部の報告情報を非開示をしていると、できることになつております。その

九事業所となつておりまして、平成二十九年度以降につきましては、公表済みの実績値において非開示とされている例はございません。平成十九年度以降についてはございません。

○水野賢一君 ごめんなさい、ちょっと、十九年度以降はないということですよね。ないということですね。要するにないんですよね、最近は。つまり、私から言わせると、あのときSF_bの排出量が分かると大変だとかって言つて大騒ぎしていたんですけど、だから要するに、そういう事業者がこれは企業秘密で大変なことなんですかと言つても、実はそんなにバイタルなものじゃなくて、予防線を相当張つて大変なことになつちやうとかって言つてているけど、実は、制度が導入されると、それ適用申請しないわけで、要するに大したことがないから。要は、これは一事が万事、大体この関係の話はそういう話で、だから、私のそこから得ている教訓は、経済界がこれは大変だとかと言うのは余り聞く必要がないという私なりの教訓だと思ってるんですけど。

政務官に統いて伺いたいのですが、今度の法改正で、今出ているこの法改正案で、六ガスに加え七ガス目として三弗化窒素もこの法律の対象になりますよね。これは当然、この算定・報告・公表制度の対象にもなるという理解でよろしいですか。

○水野賢一君 そうすると、だからこれは、法律が施行された後には、多分そういう報告のとき、我が社は三弗化室素は何トン出しているんですけど、いう報告が普通来るんでしょうけど、でも制度導入しようというときには、大体、その細かい数字は別としてですよ、どのくらいの会社が出している、うだとか、大体の予想というのは、それはきちんととしたものは施行された後の報告で出していくんでしようけど、今何社ぐらい国内で出しているとか、排出量つてどのぐらいありそだと推定されていますか。

○大臣政務官(齋藤健君) 当然、今後調査が必要なわけでありますけれども、業界団体の調べなどによりますと、二〇一〇年におきましては、三弗化室素の排出量として、CO₂換算にしまして、半導体を製造するときには二十万トンぐらい、液晶製造時には十五万トンぐらいというふうな報告がござります。

また、企業の数でいきますと、精査できていなainで、主な製造メーカーでいいますと十五社程度、多く見積もつても数十社程度かなとうふうに推測しております。

○水野賢一君 分かりました。

それで、こういう何か排出量の報告だと公表だとかという話の、ほかにも環境関係でも、若しくは世の中ほかの分野のことでもいろいろありますけど、結構、虚偽報告だとか、そういうようなことが話題になつたりすることがありますよね。政治家も政治資金の収支報告書の虚偽記載とかが問題になつたりすることがあるから余り偉そうなことは言えないんでしょうけど、この法律に基づく報告で虚偽報告とか、そういうことが問題になつた事例というのがありますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 虚偽報告が問題になつた事例についてはないものと承知しております。

○水野賢一君 それは大いに結構なことなんですね。

が、仮にそうしたことがあつたときというのは、温対法上では、例えばそこに對して、事業所に対して立入検査をできるだとか、そういうようななことは法律上は、局長、できますかね。どうなんですかね。

○政府参考人(閑莊一郎君) 地球温暖化防止対策の法律上、算定・報告・公表制度におきまして、虚偽の報告をした者には二十万円以下の過料に処するというふうな規定がござります。

一方、虚偽の報告をした者への立入検査についての規定はございません。

○水野賢一君 この法律、まあ細かい話はしませんけど、基本的にはエネルギー起源CO₂の場合だと、これ報告になるデータというのは、経済産業省が所管している省エネ法に基づいてそのデータを得ているんですよ。

省エネ法は、別にこの報告に限つてということじゃないでしようけど、事業所に對して立入検査とか、そういうようなことを法律上認めているわけですね、省エネ法の方は。これ、事例というのはどうのぐらいありますでしょうか、政務官。

○大臣政務官(佐藤ゆかり君) お答え申し上げます。

まず、省エネ法でございますけれども、同法第五条第一項に基づきまして、事業者が工場等において取り組むべき省エネルギーのガイドラインを定めております。各地の経済産業局で、その遵守状況に問題のある事業者等に対しまして、同法第六条及び第六十条に基づく指導、そして同法第八十七条第三項及び第九項に基づく報告徵収及び立入検査を実施してきたところでございます。具体的には、規制対象を拡大する法改正を行いました平成十七年度から平成二十三年度までの累積の実績で申し上げますと、指導が二千三百二件、報告徵収が二百五十七件、立入検査が百三十三件実施をしてきたところでございます。

ただ、実はこのほかにも、任意調査いたしまして、省エネ法に規定されているものではございませんが、省エネルギーの外部専門家を活用しま

して、エネルギー管理指定工場において工場等判決基準の遵守状況を確認する現地調査、いわゆる工場総点検でございますが、これを平成十三年年度から実施いたしております。これにつきましては、これまでに約七千百件の調査を実施しております、この調査結果につきましても、先ほど述べました省エネ法での指導、立入検査に結び付けているという現状でございます。

○水野賢一君　ありがとうございます。

要は、省エネ法つて一九七〇年代の後半ぐらいにできたと思うんですけど、それで、長らくこういう今のような指導とか立入検査とか、法律上はあるんだけども、空文とまでは言わないけど、どちらかというとそういうところには抑制的に使つていたようなことがあつた傾向がかつてはあるんで、それは、せつからある機能ですし、省エネを推進していくためには、今は空文化しているとは言いませんけど、そちら辺、活用する必要のあるときにはちゅうちょせずにやつていただきたいなということを申し上げたいと思います。

この今回の法改正に関して、あれですよね、今までの京都議定書目標達成計画を今度の地球温暖化対策計画に変えるというような規定がありますが、これは、従来の日目計画というのではなく、大体、温暖化対策推進本部の議論を経た上で閣議決定という、そういうようなプロセスを経ていきましたけど、これは新計画になつてもここは変わらないという理解でよろしいですか。

○國務大臣(石原伸晃君)　ただいま水野委員が御指摘されたとおりでございます。変わりません。

○水野賢一君　ちょっと通告していた流れと違つちゃつて申し訳ないんですけど、この温暖化対策推進本部の話が出たんで、大臣に、これ感想だけでもいいんですけど、この温暖化対策推進本部というのは温暖化対策推進法に規定されているわけですね。規定されているんだけど、別にあれこれ言つてもほんとはないんだけど、民主党政権の間、この何年間の間で、これ実は開催されたのって、回だけなんですね。一回で、そもそも持ち回り

だつたんで、事実上だから会議としては開催していないわけなんですけど。別に私も、会議を開催した回数で熱心だったか不熱心だったかを測るつもりはないですが、でもちょっと異様かなという気もしないでもないんですけど、何か、大臣、感想が何かその部分についてあれば。

○國務大臣(石原伸晃君) どういう経緯があつたかということは私存じませんが、これ一応閣僚級の会議でありまして、私どもの内閣では、総理の指示を得て、三月十五日に本部を開催して当面の地球温暖化対策に関する方針を決定し、四月五日に京都議定書目達計画の進捗点検というのを行つたというのがこれまでの経緯でございます。

これも、何だ二回しか開いていないのかと言われてしまえば二回しか開いていないわけですからども、これからも、先ほどの御質問にありますとおり、様々な計画や目標の策定をしていく中で本部を中心には検討していきたいと考えております。

○水野賢一君 別に私も、そのときの、例えばこのように計画の改定時期とかになると開いたりする回数が増えたりとかそういうこともあるから、ただ単に回数だけで熱心さを測るつもりはないんですけど、事実としてちょっと奇妙かなというふうには思つたので聞いたんですが。

先ほどの議論にもありましたけど、京都議定書上六%の削減義務がありますよね、局長。それで、最新のデータ、二〇一一年度では温室効果ガスの排出量、基準年比で何%になっていますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 実排出量は、二〇一一年度は十三億八百万トン、CO₂換算でござりますけれども、これは基準年比で二・七%の増でございます。

○水野賢一君 その三%余り増ということでも、これは当然、森林吸収源とか若しくはいろんな、クレジットとかいろんなことを勘案しているでしょうか、エネルギー起源CO₂だけで見るなどのぐらいの増減になつて、いますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 十一億七千三百万トンでございまして、基準年比で一〇・八%の増で

ございます。

○水野賢一君 ですから、要は、六%削減の京都議定書自体は日本は達成できるんでしょう。できることで、やはり、でもちょっと異様かなという気もしないでもないんですけど、何か、大臣、感想が何かその部分についてあれば。

○國務大臣(石原伸晃君) どういう経緯があつたかということは私存じませんが、これ一応閣僚級の会議でありまして、私どもの内閣では、総理の指示を得て、三月十五日に本部を開催して当面の地球温暖化対策に関する方針を決定し、四月五日に京都議定書目達計画の進捗点検というのを行つたというのがこれまでの経緯でございます。

これも、何だ二回しか開いていないのかと言われてしまえば二回しか開いていないわけですからども、これからも、先ほどの御質問にありますとおり、様々な計画や目標の策定をしていく中で本部を中心には検討していきたいと考えております。

○水野賢一君 別に私も、そのときの、例えばこのように計画の改定時期とかになると開いたりする回数が増えたりとかそういうこともあるから、ただ単に回数だけで熱心さを測るつもりはないんですけど、事実としてちょっと奇妙かなというふうには思つたので聞いたんですが。

先ほどの議論にもありましたけど、京都議定書上六%の削減義務がありますよね、局長。それで、最新のデータ、二〇一一年度では温室効果ガスの排出量、基準年比で何%になっていますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 実排出量は、二〇一一年度は十三億八百万トン、CO₂換算でござりますけれども、これは基準年比で二・七%の増でございます。

○水野賢一君 その三%余り増ということでも、もうこれは当然、森林吸収源とか若しくはいろんな、クレジットとかいろんなことを勘案しているでしょうか、エネルギー起源CO₂だけで見るなどのぐらいの増減になつて、いますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 十一億七千三百万トンでございまして、基準年比で一〇・八%の増で

車等の普及が予想以上に伸び悩んだと。その背景として、ハイブリッド車の方が普及拡大が進んだというような要因がございます。

○水野賢一君 要は、エコキューとエコジョギュートなどは分かりますよ。それは余り褒められたことじやなくて、CO₂ということに関して言うと一〇%も増えているわけですから。もちろんそれは二〇一一年度の話だけで、なおかつ原発のこととかあるのは分かりますよ。それは、ただ、逆に言うと、達成できるというのも、この五年間のうちの前半はかなり経済が冷え込んだりしていたとかいうようなことも勘案する必要があるわけですからどうな状況でもないんです。

ちょっと個別の施策について、じゃ、この京都議定書目達計画に書いてあったことがどこまで達成できたのかという、ちょっと個別のことを見聞きたいんですけど。

これは経済産業省になりますが、例えば新エネルギーの導入量というのは、目達計画では千九百十萬キロワット、原油換算ですね、これを目標としていましたが、これは二〇一〇年の達成状況としてはどうだった、達成できたんですか。

○大臣政務官(佐藤ゆかり君) 二〇〇八年に改正されました京都議定書目達計画でございますが、二〇〇五年度に導入見通しを策定しております。

まず、エコキューについてでございますが、二〇一〇年度の対策で、上位のケース、進んだケースと余り進まないケースの下位ケースの幅で目標を設定しておりますけれども、上位ケースで五百二十万台、下位ケースで四百四十六万台を策定しておりましたが、実際、二〇一〇年度の実績は二百八十二万台となつております。また、エコジョーズにつきましては、二〇一〇年度の対策上位ケースが三百二十六万台、対策下位ケースが二百九十一万台となつておりますが、二〇一〇年度の実績は二百五十五万台となつております。

経済産業省といたしましては、給湯器自体の高効率化を促すために、今年三月に省エネ法に基づいてトップランナー制度の対象機器にヒートポンプ給湯器を追加しております。また、住宅にエコキュートやエコジョーズなど高効率な給湯器を合わせまして、高効率な空調ですか照明を導入した、いわゆる全体としてのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、こういうものを実現した場合には設備導入費二分の一の補助を行つている状況でございまして、そういう意味で、家庭用燃料電池のシステムのエネファーム等も含めますと、二〇〇九年の市場投入時よりは、導入費用の一部を補助しながら高効率な給湯率の導入の方に今省エネルギー対策として推進を進めてまいりたいと考えております。

○水野賢一君 要は、エコキューとエコジョギュートも下位目標のところも、上位目標はもちろんのこと、下位目標も達成できなかつたということで、別に僕は、ここが駄目だった、そこが駄目だったということだけをあげつらつもりは全然ないんですけど、要は、京都議定書の六%が達成できたといつても、それは経済状況とかいろいろなことで、しっかりととしたけれども、こっちの方は達成できていたんですか。

例えば、あと話題として、民生部門では、エコキューとかエコジョギュートとか、そういうようなものもこれだけ導入するんだというようなことを達成できたのかという、ちょっと個別のことを見聞きたいんですけど。

これは経済産業省になりますが、例えば新エネルギーの導入量というのは、目達計画では千九百十萬キロワット、原油換算ですね、これを目標としていましたが、これは二〇一〇年の達成状況としてはどうだった、達成できたんですか。

○大臣政務官(佐藤ゆかり君) 二〇〇八年に改正されました京都議定書目達計画でございますが、二〇〇五年度に導入見通しを策定しております。

まず、エコキューについてでございますが、二〇一〇年度の対策で、上位のケース、進んだケースと余り進まないケースの下位ケースの幅で目標を設定しておりますけれども、上位ケースで五百二十万台、下位ケースで四百四十六万台を策定しておりますが、実際、二〇一〇年度の実績は二百八十二万台となつております。また、エコジョーズにつきましては、二〇一〇年度の対策上位ケースが三百二十六万台、対策下位ケースが二百九十一万台となつましたが、二〇一〇年度の実績は二百五十五万台となつております。

経済産業省といたしましては、給湯器自体の高効率化を促すために、今年三月に省エネ法に基づいてトップランナー制度の対象機器にヒートポンプ給湯器を追加しております。また、住宅にエコキュートやエコジョーズなど高効率な給湯器を合わせまして、高効率な空調ですか照明を導入した、いわゆる全体としてのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、こういうものを実現した場合には設備導入費二分の一の補助を行つている状況でございまして、そういう意味で、家庭用燃料電池のシステムのエネファーム等も含めますと、二〇〇九年の市場投入時よりは、導入費用の一部を補助しながら高効率な給湯率の導入の方に今省エネルギー対策として推進を進めてまいりたいと考えております。

○水野賢一君 要は、エコキューとエコジョギュートも下位目標のところも、上位目標はもちろんのこと、下位目標も達成できなかつたということで、別に僕は、ここが駄目だった、そこが駄目だったということだけをあげつらつもりは全然ないんですけど、要は、京都議定書の六%が達成できたといつても、それは経済状況とかいろいろなことで、しっかりととしたけれども、こっちの方は達成できていたんですか。

例えば、あと話題として、民生部門では、エコキューとかエコジョギュートとか、そういうようなものもこれだけ導入するんだというようなことを達成できたのかという、ちょっと個別のことを見聞きたいんですけど。

これは経済産業省になりますが、例えば新エネルギーの導入量というのは、目達計画では千九百十萬キロワット、原油換算ですね、これを目標としていましたが、これは二〇一〇年の達成状況としてはどうだった、達成できたんですか。

○大臣政務官(佐藤ゆかり君) 二〇〇八年に改正されました京都議定書目達計画でございますが、二〇〇五年度に導入見通しを策定しております。

まず、エコキューについてでございますが、二〇一〇年度の対策で、上位のケース、進んだケースと余り進まないケースの下位ケースの幅で目標を設定しておりますけれども、上位ケースで五百二十万台、下位ケースで四百四十六万台を策定しておりますが、実際、二〇一〇年度の実績は二百八十二万台となつております。また、エコジョーズにつきましては、二〇一〇年度の対策上位ケースが三百二十六万台、対策下位ケースが二百九十一万台となつましたが、二〇一〇年度の実績は二百五十五万台となつております。

経済産業省といたしましては、給湯器自体の高効率化を促すために、今年三月に省エネ法に基づいてトップランナー制度の対象機器にヒートポンプ給湯器を追加しております。また、住宅にエコキュートやエコジョーズなど高効率な給湯器を合わせまして、高効率な空調ですか照明を導入した、いわゆる全体としてのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、こういうものを実現した場合には設備導入費二分の一の補助を行つている状況でございまして、そういう意味で、家庭用燃料電池のシステムのエネファーム等も含めますと、二〇〇九年の市場投入時よりは、導入費用の一部を補助しながら高効率な給湯率の導入の方に今省エネ

車等の普及が予想以上に伸び悩んだと。その背景として、ハイブリッド車の方が普及拡大が進んだというような要因がございます。

○水野賢一君 要は、新エネルギーの導入も目標達成計画で掲げていたようには思つようには進まなかつたということですね。

○水野賢一君 要は、エコキューとエコジョギュートとか、そういうような状況によるんで、目標達成計画で掲げていたようには思つようには進まなかつたということですね。

○水野賢一君 要は、エコキューとエコジョギュートも下位目標のところも、上位目標はもちろんのこと、下位目標も達成できなかつたということで、別に僕は、ここが駄目だった、そこが駄目だったということだけをあげつらつもりは全然ないんですけど、要は、京都議定書の六%が達成できたといつても、それは経済状況とかいろいろなことで、しっかりととしたけれども、こっちの方は達成できていたんですか。

○水野賢一君 どちらも、もう一回質問してください。

○委員長(北川イッセイ君) ちょっとと聞こえにくいかから、もう一回質問してください。

○水野賢一君 作つてない部門があるんじゃないですか。

○副大臣(田中和徳君) エネルギー部門など、まだこれからやつていかなければならぬというこ

○水野賢一君 これは、まあ、それは作りやすいところから作っていったたというのは分からなくなはないんですけども、要するに、エネルギー転換部門が極めて一番、これはまあ鍵というかみそでいうか肝というか、そういうところなんですねけれども、これ実は法律作つてから、法律で策定することになっているんですから、法律で。それも、しかも五年前に成立した法律で、もう五年たつている中で、これはもう私も、前も、民主党政権のときにもこれは質問しているんですが、ここで、大臣、このエネルギー転換部門こそ重要であつて、これは法律で作ることになっているんですねから、これは策定急ぐべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(石原伸晃君) まさに委員がここ前の御議論の中で、一九九〇年比でエネルギー起源CO₂はちつとも減つてないじやないかという御指摘があつたことに代表されるように、やはりこの部門をしっかりとやつていかなければ、排出量が一番多いわけですから、元のもくあみになつてしまふんじやないか、大変重要なと認識をさせていただいているところでござります。

私どもとしても策定準備を速やかに進めてまいりたい、こんなふうに考えております。

○水野賢一君 この排出抑制等指針、まあいろいろな定め方がありますけれども、ベンチマークなんかが定められているものは、これを守つていいかどうかというのはどうやつて、これはフォローアップも大切になるんですけれども、というか、これをしつかりやっていくことが大切だと思うんですが、この辺はどうでしょうか。

○政府参考人(関莊一郎君) この指針は必ずしも全てベンチマークを定めているものではございませんけれども、いずれにいたしましても、これまで策定しました指針でお示しした対策につきましては、各部門においてフォローアップ調査を実施し、対策の取組状況を確認しているところでございます。

○水野賢一君 あと、ちょっと話戻っちゃうかも

されませんが、さつき、大臣、私も企業のどの会社がどれだけのCO₂の排出量というのの算定・報告・公表制度の話、しましたよね。その議論の中で、私も自民党に所属しているとき、この温暖化対策何とか調査会とかがあるじゃないですか、あいうの中でも結構、自民党的な報告書か何かにも一回盛り込まれたと思うんです。が、要するに投資をするときに、温暖化問題とかそういうこと、つまり企業の環境努力をしつかりと、投資家にもそこを判断基準にしてもらうために、排出量とかそういうようなものを有価証券報告書なんかに記載義務付けるべきだという声も何があったんですね。

実は私は、それはもう温対法でその制度あるんだから、あえて、もつと厳しいものを義務付けるならともかく、同じようなものをやつてもまあしようがないんじゃないのという意見でもあります。たけれども、でも、意見としてはそういう意見は分からぬではないんですが、大臣としては感想として何かありますか。

○國務大臣(石原伸晃君) これも多分反対の理由はよく分かるんですよね。それによつて企業イメージが落ちたらどうしてくれんんだとか、いや、我々は本当にやつているのにそれだけで見られてしまふみたいな反対があるんだと思いますけれども、国際的な動向といつものも見極めながら、やはりこれからこの問題は全人類的な課題であるということもありますので、これはもう金融庁、金融界とも十分に相談をして決めていくような、そんな課題ではないかと思っております。

○水野賢一君 この法案、衆議院から参議院に送られてくるに当たつて衆議院での議員修正があつたわけですね。議員立法の修正の中で、要するに国際協力、日本の技術とかそういうようなものを他国でのいろんな削減とか、CO₂などの削減なんかのときも、我が国に蓄積された知識、技術、経験なんかを生かす必要があるというのは、そういうようなフレーズが三条六項の修正にあるんですね。

まずちょっと局長の方に事実関係として聞きましたが、京都議定書の場合、これちょっと普通告していなくて、まあよく御存じだから大丈夫だと思いますけれども、京都議定書なんかだと、例えば日本が中国で、若しくは途上国のどこかで、フロンの中のCFCとかHCFCの破壊をしたときというのは、これはCDMにはカウントされませんよね。HFCならばカウントされるけれども、CFCやHCFCだったらカウントされないと、そういう理解でよろしいですね。

○政府参考人(閑莊一郎君) 御指摘のとおり、いわゆるフロン、CFC、HFCの破壊につきましてはCDM等にはカウントされないということになつております。

○水野賛一君 そういうものについても、これはもう修正者の誰が答弁してもいいんですけど、カウントされるようにしてもらった方がいいのかどうか、ちょっとその辺どうお考えか、お願ひします。

○衆議院議員(河野正美君) 日本維新の会の河野正美でございます。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、第二条第三項において温室効果ガスの定義規定が設けられており、今話がありましたように、その温室効果ガスにはCFCやHCFCが含まれていないことから、修正で追加した我が国に蓄積された技術についても、CFCやHCFCの回収・破壊技術を直接念頭に置いているわけではございません。

また、京都議定書では、排出削減の対象となる温室効果ガスについてCFCやHCFCは含まれておらず、今、水野委員御指摘のとおり、その回収・破壊を海外で実施しても、京都議定書上のCDMにはカウントされません。

この点について、CFCやHCFCはオゾン層の破壊を通じて人の健康にも影響を及ぼす物質であることから、国際的にはオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書において規律されているということは委員も御承知のことであろう

うと思いますが、同時に、高い地球温暖化係数を有していることもまた確かであります。このため、CFCやHCFCの回収・破壊技術がまさに国際協力の場で生かすべき我が国に蓄積された知識、技術、経験等であることは委員御指摘の通りと考えております。

○水野賢一君 さて、大臣にちょっと温暖化のそもそも論的なことをお伺いしたいと思うんですが。

これ、二酸化炭素の排出削減ということも重要なわけですが、これ、根底のところには、気温上昇を抑えなきやいけないとか、若しくは大気中の温室効果ガス、二酸化炭素などの濃度を一定のところで安定化させなきやいけないということが根底のところにあるわけですね。その手段として何%削減という話になるわけですから。これ何か、日本政府としてどうか、大臣の意見として、気温上昇は何度以内に抑えなきやいけないとか、大気中の何 ppmまで CO_2 の濃度を安定、何 ppmレベルまで安定させなきやいけない、何かそういう意見はござりますか。

○國務大臣(石原伸晃君) 残念ながら科学的な知見は持ち合わせておりませんが、もうこれ委員御承知のことだと思いますけれども、IPCCを始めとする科学的知見の集積の中で気温上昇に対する目標というのは経緯としては議論されてきた。そんな中で、今委員が御指摘になられましたように、産業革命から考へて一度プラスCと。そして、 CO_2 濃度については、今日午前中議論がありましたが、産業革命前は二百七、八十年間ごとのマウナロアのその増加率を見ますと、二〇から五 ppmぐらいずつ増えていると。そうすると、単純に考えて、二〇一〇年、二〇二〇年ですから

二〇一〇年として、あと二十年ぐらいで限界とされるところに達してしまう。そういうことのないようにやつていかなきやならないというふうに考えております。

けれども一部にはこれが学会とかの主流の意見とは思ひませんけど、一部には、例えば温暖化は起きていないんだとか、若しくは地球は寒冷に向かっているとか、若しくは温暖化起きていることは認めて、それは二酸化炭素が原因じゃないんだとかというような、そういう意見も中にはありますよね。

私は、私の基本的な考え方は、それは、そういうういろんな異説を全部封殺する必要はないと思うけれども、水俣病のときだって、あれ、チツソの原因じゃなくて、何か海軍の爆薬が原因だとかいろんな、風土病だとかいろんな説あつたんですね。大体、一〇〇%、完璧に一〇〇%立証したから、かつたら対応しないなんていつたら手遅れにならぬから、それは早め早めに、病気と同じで早め早めに対応を取ることこそ環境問題においては極めて大切なことだという、水俣の教訓はまさにそれだと思っていますけれども。

○國務大臣(石原伸晃君) ただいまの点、私が環境大臣に就任して、まず、もう一回頭を整理してお話を聞かせていただきましたし、これまで集積のある科学的知見の結果みたいなものも見させていただきました。

そんな中で一つ参考にさせていただいたのは、これも今日午前中の議論に出ていたIPCCの四次報告ですが、この中で、その言葉を読ませていただきますと、人為起源の温室効果ガスの増加によつてもたらされた可能性が非常に高いと。ですから、要するにこれは非常に微妙な言葉になつていて、あるとも言つていませんし、そうじやん

○市田忠義君 こちらが読み上げるので、間違いないか、あるかだけで結構です。

次に、もう一つ確認したいんですが、現行の地球温暖化対策推進法では、第八条で京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画、いわゆる京都議定書目標達成計画を定めるということになっていますが、これも間違いありませんね。

〔委員長退席、理事中川雅治君着席〕

○政府参考人 関莊一郎君 はい。御指摘のとおり、削減目標を持つ国が削減に取り組むことが明記されています。

昨年末のCO₂F1で京都議定書の第二締約期間の延長に関する合意が採択されました。その改正は、京都議定書の第三条に二〇一三年から二〇年の八年間に九〇年比で一八%削減すると、こういう規定が追加されていると承知していますが、間違いありませんか。

○政府参考人 関莊一郎君 御指摘のとおり、改正京都議定書三条一項におきまして、附属書Iの国全体の温室効果ガスの排出量を二〇一三年から二〇二〇年までの第二約束期間中に一九九〇年比

るんじゃないかなということは、生活していく普通に地球上に生活している人間としてそんな気持ちを持つていて、この科学的知見というものを大切にしていきたい。そんな中で、地球温暖化対策というものを着実に進めいかなければならぬんじゃないのか、こんな基本姿勢を持っているところでございます。

○水野賢一君 時間ですので終わります。

○市田忠義君 日本共産市の市田です。

今日は温対法の改正案に対する質疑ですが、まづ幾つか事実確認をしておきたいと思います。

○市田忠義君　法第八条の京都議定書目標達成計画が終了するのは、京都議定書第三条の第二約束期間に参加しないからであります。もう一つ確認したいんですが、カンタン合意になりました。

○ ppmまでに抑制する必要があるということを指摘していますが、今回の観測結果は、CO₂が確実に増加をして温暖化が進行しているということを示していると思います。

基づく地球温暖化政策ということが言われてしま
すが、そもそもカントン合意に基づく自主削減は
現在何か国中何か国が提出していますか。
O 政府参考人 関莊一郎君 現在、百九十四か国
と一地域のうち九十か国と一地域が提出している
ところです。

書を読みますと、そこには先進国、途上国、元構造は二十一世紀の世界にはなじまない、概論に固執するのではなく各国の実情を踏まえつづけて現実的にとらえて適用すべき、一部の国のみが削減義務を負う京都議定書のような枠組みでは実効的な気候変動対策につながらないため、ほぼ全ての国が参加するカンクン合意のようなアプローチが効果的かつ現実的と述べているはずですが、これも間違いありませんか。

○政府参考人(関莊一郎君) UNEPは累次にわ
たつていわゆるギャップレポートという名前でし
ポートを発出しておられますけれども、いずれのレー
ポートにおきましても、二度C以内に気温上昇を
抑えるための二〇二〇年の排出量の目安は、御指
摘のとおり、CO₂換算で四百四十億トンとい
うことになつてござります。

○市田忠義君 そこで大臣にお聞きしますが、今
の事実確認で明らかなように、現行の京都議定書
目標達成計画を終了せざるを得なくなつたのは、
日本政府が京都議定書を中国や米国が参加しない
枠組みは不公平だとして京都議定書第二約束期開
始から離脱したこと、新たな地球温暖化対策計画が
二度以内に抑えるのに不十分なカントン合意にな
基づく自主削減の温暖化対策に取り組むことに

削減を考慮しても、世界の排出量の総計はどのくらい多くなると報告しているか。

○政府参考人(関莊一郎君) 二〇一一年の報告では、六十億トンから百三十億トン程度とされておりまして、また一方、昨年末に公表されました最新版の報告では、八十億トンから百三十億トンと差があるがつてております。

○市田忠義君 もう他の委員からも指摘がありましたが、たれども、アメリカの海洋大気局が十日、ハワイのマウナロア観測所で測定したCO₂の平均濃度が四〇〇ppmを超える最高値を記録したことを発表されました。気候変動に関する政府間パネルは、気温上昇を二度以内に抑えるには四五

なつたと、それが今回法改正をすることになつたのですね。これは大臣の國務大臣(石原伸晃君)が、この理解は若干違ひまして、私はやつぱり、一九九一年にリオ・サミットがあつて、地球全体でこの温暖化といううのに対処していかなければ、今日一日御答弁させさせていただいているように人類共通の課題に対しても回答策が出ない。そのときはそれで収まつてしまつたけれども、それから十年たつて、やはり新興国等々が経済発展を遂げてきて、やはり主張すべくこととして、産業革命以降、このCO₂をこれまで一番多く出してきたのは先進国じやないか

と、その先進国と我々には発展する機会を平等に与えろと、そういう意見が強くなつて、利害が非常に錯綜してきたということが一つ理由としてあるのではないか。

それともう一つ言えることは、やはりカナダが途中で、これはシェールガスの関係だと思いますが、けれども、シェールガスを探掘することによって多くのCO₂を出すようなことをやらざるを得ない

くなつて、目標値よりも五倍、六倍マイナスを言つていたのに、プラス二〇%程度のものを排出してしまつた。またアメリカも、日本に対して C O P 3 のときは非常に強く六%削減ということを

やるべきだやるべきだと言つていましたけれども、この副大統領、アル・ゴア副大統領は熱心であつたけれども議会の方はネガティブであつて、そして政権交代が起つて、どちらかというと産業政策に重点を置くという考え方がアメリカの中で強くなつた。こういう国際状況の中で、日本はこれまででも抑制的に行ってきましたけれども、これだけのことをやつても、何というんでしょうか、地球全体で見たときには、先ほど来答弁がありまますように五分の一程度の全体的なパーセントしか占めることができなくなつた。

こういういろいろなことを考え合わせた中で、
カンケン合意でいこうということができる上がつ
て、そのカンケン合意にのつとつて新しい目標を
設定していく上でもこの温対法を一部改正させて
いただく、そんな経緯で今日に至っているのでは
ないか、これは私のかなり個人的な見解も入って
おりますけれども、そんなふうにらえていると
ころでござります。

やつぱり条約上の共通だが差異ある責任という原則を踏まえずに、公平かつ現実性のない枠組みだからと、そういうことで離脱したというのは、私、先進国歴史的責任が問われる問題だというふうに思います。日本がEUなどとともに第二条約束期間に参加することを表明しておれば、現行の

目達計画を福島原発事故の教訓も踏まえて抜本的に見直して、計画期間を第二約束期間に合わせて二〇二〇年まで延長すれば済んだものだというふうに思います。産業界が強く要請する自主的な削減では、二度以内に抑えることは私、不可能に近いと思います。

人類共通の課題として緊急に取り組むべき地球温暖化対策では、やっぱり先進国日本が法的拘束力のある京都議定書第二約束期間への参加に復帰をして、国際公約の九〇年比二五%削減目標を堅持してEUとともに世界をリードしていくと、こ

基準にのつとつて事業会社が自分の抱えているサ
イトの安全性を考え、これならば充足している
と考えられたらば申請をしてきて、それを規制委
員会で判断をする、それによって動かすことがで
きるかできないか、ということが決まり、ですか
ら、原子力発電所がこれからどれだけの期間にど
れだけ動くかということは、実はまだ誰も分から
ない。事業会社の側も、基準ができてきただけれど
も、自分たちの持っているサイトというものがど
れがクリアするかということを今多分精査してい
るんだと思います。

一つとして、原子力について以下のような記述がござります。

○市田忠義君 今言われたように、原子力発電の活用、再稼働を前提にしていることは明らかであります。

それは、安全性確保を大前提とした原子力発電事故の活用を図る。福島第一原子力発電所事故から得られた教訓と知見を踏まえ、原子力発電所の徹底的な安全対策を実施する。安全が確認され稼働したプラントについて、安全・安定運転に努める」と記述されております。

これが求められているということを指摘しておきたいと思います。

そこで、法改正の必要性として、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国による地球温暖化対策計画の策定を規定する等の所要の措置を規定する必要があると、こうされています。しかし、安倍政権は、安全が確認された原発は再稼働すると、二五%削減目標をゼロベースで見直すということを明言されました。今回の改正案提出の三月十五日の地球温暖化対策推進本部決定の方針では、削減目標について二五%削減目標をゼロベースで見直すこと、エネルギー起源対策について低炭素社会計画に基づく事業者による自主的な取組ということを明記しています。

これは、結局、原子力発電の活用を前提としていることが私は明らかだと思うんですが、大臣、そういうことでしようか。

○國務大臣(石原伸晃君) 安倍内閣の基本的な姿勢は、原子力発電に依存する社会から少しでも早く離脱をしていこう、しかし、その前の段階で、このCO₂の排出等々を考え合わせたときに、化石燃料を燃やすことによって地球環境に対する負荷を著しく高めるというようなことも、これはやはり抑えていかなければならぬ。

そんな中で、原発の再稼働については、新しく三条機関であります原子力規制委員会が世界で一番という安全基準を作つていただき、その安全

〔理事事中川雅治君出席 委員長着席〕

今回の温対法の改正では、衆議院段階でのの責務の条文が修正をされました。その中で、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして国際協力を推進すると規定しています。

そこで、我が国に蓄積された技術を生かした世界最高水準と言われるエネルギー効率についてお聞きしますが、直近でも先進十二か国中で最高水準維持しているんでしょうか。これは事務方で結構です。

○政府参考人(閑莊一郎君) 調査機関あるいは川井による指標によりまして具体的な順位というのは異なっておりますけれども、我が国のエネルギー効率は先進国の中では上位に位置していると考えております。

例えば、IEAによりますと、実質GDP当たりの一次エネルギー総供給量、これ二〇〇九年のものでありますけれども、これでは主要国で最も効率が良い国となっています。

また、米国のNPOの調査によりますと、政策の有無や住宅床面積当たりのエネルギー消費量などを用いての総合指標評価では、日本は英國、ドイツ、イタリアに次いで四位と評価されているところでございます。

○市田忠義君 今、アメリカの民間団体の発表した国別エネルギー効率比較ですね。これは、日本は十二の大國中、英國、ドイツ、イタリアに次いで四位と。必ずしも今や世界最高の水準とは言えないと。

今日、提案者に来てもらっていますが、この条文で修正された知識、技術、経験等を生かした国際協力という件ですが、具体的に日本のような経験で温暖化対策での国際協力を想定しているのか、お答えください。

○衆議院議員(北川知克君) 市田委員御指摘の点につきまして、我が国は他国に率先して地球温暖化対策をこれまで進めてまいりました。京都議定書の目標を達成するために温室効果ガスの排出の抑制に係る取組を進めてきたところでもあります。

具体的には、国内のエネルギー資源が乏しいことを背景にエネルギー使用の合理化や、先ほどもお話をありましたエネルギーの効率化、また再生可能エネルギーの利用の促進のために、関連する法制度を整えてまいりましたし、省エネ住宅やエコカーの普及に資するグリーン税制など、低炭素都市づくりなどの温暖化対策に関連する施策も推進をしてきたところであると認識をいたしております。

また、アジアの途上国においては、公害問題と同時に地球温暖化の問題を解決することが課題となつておらず、いわゆるコベネフィットアプローチ、共通利益のアプローチとしてそれらの問題に関する我が国の経験を踏まえた二国間協力などを実施をするとともに、先ほど来からお話をあります産業界において、例えば太陽光パネル、またハイブリッドカーなどの研究、普及を進め、高度な環境技術を開発してきたと認識をいたしておりまして、我々修正案の提案者といたしましては、國の責務として、これらの我が国に蓄積された経験等を生かして地球温暖化対策に関する国際協力に取り組むことを強く望んでいるところであります。

○市田忠義君 改めて確認しておきたいんです
が、二国間オフセット・クレジットも含まれるわけですね。

○衆議院議員(北川知克君) そのとおりであります。

○市田忠義君 提案者は、もうそれだけしかお聞きませんから、御退席願つて結構です。

環境省にお聞きしますけれども、京都議定書のクリーン開発メカニズムの規定でクレジット対象に原子力発電は入っていますか。

○政府参考人(関莊一郎君) COP7のマラケシュ合意という場におきまして、この原子力発電所による二酸化炭素削減分を先進国の目標達成に活用することと規定されているところございます。

○市田忠義君 控えること、要するに対象になつていいないと。

原子力発電は対象から完全に排除されていますか、環境省。

○政府参考人(関莊一郎君) 二国間オフセット・クレジットの制度のルールにつきましては、今後二国間での協議や国際的な議論を踏まえながら作っていくものであり、現時点では決まっていないところであります。今後、CDMにおける取扱いを踏まえながら検討してまいりたいと、このように考えております。

○市田忠義君 要するに、原子力発電は京都議定書のCDMには対象にはならないと、二国間オフセット・クレジットでは今後検討ということは、対象に含まれることもあり得るという答弁だと思います。

○市田忠義君 私は明らかだとうんやうんですか、環境大臣にお聞きしたいんですけど、新

たなエネルギー基本計画に原子力発電の再稼働が明記されれば地球温暖化対策計画にも原発再稼働が盛り込まれることになるんではないかと、この点についてはいかがですか。

○國務大臣(石原伸晃君) これも先ほど御答弁さ

れて、御質問の原子力の部分、原子力発電所のトルコへの輸出云々の部分は、利用の在り方にかかるものであります。私が、原子力をどう

トルコの政府が利用し、また日本がどういうことを、安倍総理が実際にどういう形で言われたか、

私も新聞報道程度しか存じておりませんので、予断を持つようなことの発言はちょっと差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

○市田忠義君 私も同行したわけではありません

力には原発の輸出も含まれることは私は明らかだと思うんです。しかも、原発輸出も否定しない、

これから検討だと言わされました。二国間オフセット・クレジットを活用するために私は公平か

ないということを指摘しておきたいと思うんで

業とフランスのアレバ社が共同で原発建設を受注することで事実上合意をして政府主導の原発輸出に道を開いた。私はここに、京都議定書のCDMではなくて、二国間オフセット・クレジットを活用した安倍政権の露骨な原発推進の姿勢が現れているというふうに思うんです。

福島原発事故はいまだに収束していません。原因すら究明されていないと。そのときに、日本の政府が有数の地震国であるトルコに率先して原発輸出を推進すると、到底許されないことだと思うんですが、これは石原大臣、見解をお聞きしたいと思います。

○市田忠義君 それは印象でしよう。

○國務大臣(石原伸晃君) 印象です。

それと、御質問の原子力の部分、原子力発電所のトルコへの輸出云々の部分は、利用の在り方にかかるものであります。私が、原子力をどう

トルコの政府が利用し、また日本がどういうことを、安倍総理が実際にどういう形で言われたか、

私も新聞報道程度しか存じておりませんので、予断を持つようなことの発言はちょっと差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

○市田忠義君 私も同行したわけではありません

力には原発の輸出も含まれることは私は明らかだと思うんです。しかも、原発輸出も否定しない、

これから検討だと言わされました。二国間オフセ

ト・クレジットを活用するためには私は公平か

ないということを指摘しておきたいと思うんで

ないということを指摘しておきたいと思うんで

ないということを指摘しておきたいと思うんで

ないということを指摘しておきたいと思うんで

ないということを指摘しておきたいと思うんで

力を擧げるとともに、原発の危険性をやっぱり率直に認めて、直ちに原発からの撤退こそ私決断すべきだということを指摘しておきたいと思います。

また、安倍政権は今後のエネルギー基本政策について、経済産業省の総合資源エネルギー調査会で議論するというふうにしています。その総合部会では、新たなエネルギー基本計画を年内中に策定するとしています。三月十五日の同部会の初会合では、茂木経済産業大臣が、安定供給、そしてコスト低減に重点を置いて政策の軸、方向性を明確に示す必要があると、こう発言をされました。

そこで、環境大臣にお聞きしたいんですけど、新たなエネルギー基本計画に原子力発電の再稼働が明記されれば地球温暖化対策計画にも原発再稼働が盛り込まれることになるんではないかと、この点についてはいかがですか。

○國務大臣(石原伸晃君) これがまた御答弁さ

せていただいたと思うんですけど、原発が再稼働するかしないのか、また事業会社が自分の抱えていているサイトのどこを申請するのかしないのか

というのは今の段階では誰も知ることができませんし、再稼働に關しては言うまでもなく安全性の確認ということが大前提であり、そのためにも三条機関として原子力規制委員会というものを外につくりまして、専門的な知見、そして独立した立場で原子力発電所の安全性を判断する、その申請あるいは申請を受けて原子力規制委員会が判断した後、その議論が深まつてくるのではないか、こんな印象を持ったところでございます。

○市田忠義君 参議院選挙の公約にも原発の再稼働を堂々と掲げるということをおっしゃっている

わけですし、政府の経済財政諮問会議の佐々木東芝社長など四人の民間議員が取りまとめた提言を読みますと、「経済財政政策から見たエネルギー戦略について」という表題で、現状では不可能に近いと、国際公約の二五%削減をゼロベースで見

直す、原発停止によるエネルギー供給不安は日本での経済活力をそぐ深刻な問題だ、原発の再稼働を求めて削減目標を新たな電源構成の目標とセットで再検討すべきだという提案をされています。菅本経済産業大臣は、安全性を確認したものについては稼働させなくてはならないと述べておられました。エネルギー基本計画がその中に原発再稼働を示されれば、私は対策計画にも原発稼働が盛り込まれることは明らかだと思うんです。

今回の辯論では、原発の再稼働に対する反対意見が主張されましたが、この点は、大臣、再度の質問ですが、いかがであります。

○国務大臣(石原伸晃君) その点も少し、三手ぐらい先の何か手を読まれているような気がいたります。

私ども、何度も申しますように、安倍内閣の古針というのは変わつておりませんで、あれだけの大惨事を受けて、原子力発電所に依存するような電力の需給体制からは脱却を目指していこうと。しかし、そんな中で、安定的なエネルギー、確

価なエネルギー、そして環境に配慮したエネルギー、こういうもののベストミックス、もちろん再生可能エネルギーの割合というものを高めていく。こう、これは今日の午前中の議論の中でありましたように、幾らゼロベースで見直すとはいえ、自らのものは良いわけでございますので、そういうものをどれだけ組み入れ、現実的な、そして野心的な計画という数値目標をこれから作つていかなければならぬ、こんなふうに考えているところでござります。

○市田忠義君 私は別に一手、三手先を読んでるんじゃなくて、そもそも福島原発事故以降に作成された自民党の二〇一二年のマニフェスト、の中に、原子力発電所の再稼働の可否についてでは

順次判断し、全ての原発について三年以内の結論をを目指しますと。これは、福島原発事故が今なお収束しておらずに、原因の究明は程遠い状況においてかかわらず、事実上の早急な原発再稼働を主張しておられました。

も、世界最高の安全基準という言葉を規制基準と
いうふうに言い換えられるようになっていると
いうことも指摘しておきたいと思うんです。
もう時間の関係で次に行きますが、事実上の計

されているところがあるということは報道で承知しております。

○市田忠義君 ということは、言葉を換えると、國の方針が遅れているということが自治体のうへ、十画の年文に遅れて、東洋二十二、

いう計画の作成が遅れている要因になつてゐる
と、その一つの要因ではあるということは明白だ
といふことは確認しておきたいといふうに思う

環境省、三月末に気候変動による水質等への影
んです。

響解明調査というのを公表されましたが、その中で、モデル湖沼として選定された琵琶湖、私は滋

賀県の出身なんですけれども、どのような将来影響予測が出されているか、環境省、分かつたらお

○政府参考人(平岡英治君) 御指摘の調査でござ
り、答へください。

しますか この三月に調査結果を公表いたしました
た気候変動による水質等への影響解明調査という
ものでございます。

その中で、今御指摘のありました琵琶湖につきましては、モデルを用いました近未来のシミュレーションを行なっておるところです。

レーションというものが行われてございます。一九九四年から二〇〇三年までの十年間と、それから

二〇三〇年から二〇三九年の十年間の比較という
ことでございますが、表層の年間の平均水温が

一・二ないし一・三度程度上昇する、また、湖内の全循環につきましては、七十メートルより低い

最深層までの循環については、そういうものがない年が発生し得るということ、それから、湖内の水質につきましては、霞ヶ浦で下全こなる三、う

の水質につきましては、御頃が不全になるといた

影響で下層の溶存酸素量が徐々に低下をしたり、それに代わりまして全燃濃度等が増加するといった傾向が出るのではないかという、一つの試算でございますが、そういう結果が得られてござります。

○市田忠義君 その琵琶湖がある滋賀県では、一二二年の三月に低炭素社会づくり推進計画を策定しましたが、その中で、琵琶湖の水温が下がらなかつたことから琵琶湖の全循環の大遅れと湖底の溶存酸素濃度の低下が見られ、湖底に生息する生物への影響が懸念される現象が生じたとしています。

こういう滋賀県内の温暖化による影響を共有して、滋賀県では、一二三〇年までに九〇年比で五〇%削減と大変高い積極的な目標を掲げています。同県の二〇一〇年のCO₂排出量の四三%を占める製造業に着目をして、条例で一定規模以上の事業者に対し具体的な取組を記した行動計画の提出を義務付けました。自動車や太陽光パネルなどを造った、製品が使われたときに、結果としてCO₂の排出が減ったと考えられる場合も計画上の取組にカウントすることができる

だから、製品の製造だけではなくて、ホテルが行うレンタサイクルサービスなど地域全体の排出削減につながるものは全部対象に含めるという方針。今年度は、同県内の二百七十一事業者から行動計画書が提出をされて、うち約百二十の事業者が様々な取組を行っていると。大臣にお聞きしたいのですが、こういう地方自治体での取組も取り入れて、野心的な削減目標、対策を掲げる必要があるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石原伸晃君) ただいまの点は同感の至りでございます。地方のそういう取組というものが日本全体の、まして地球全体のCO₂の排出削減につながると、こういうものはしっかりと、いいものはいいと言つていかなければならないと、いうふうに、お話を聞かせていただいておりまし

て感じたところでございます。

○市田忠義君 滋賀県のお隣の京都府も、地球温暖化対策推進計画を二〇一一年七月に策定をしましたが、この中では、大震災に伴う原子力発電所の事故はまだ解決に至つておらず、削減目標を達成していく過程はより厳しいものにならざるを

得ない、京都府は、京都議定書誕生の地として先導的な取組を更に積極的に進めると、こうしています。こういう認識の下で、二〇二〇年に九〇年比で二五%削減、三〇年で四〇%削減の高い目標を掲げていると。私は日本政府もやっぱり、厳しい状況の下でも、京都議定書を誕生させた先進国の中でも、京都議定書を誕生させた先進国として野心的な目標を堅持すべきだといふことを指摘しておきたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの普及問題についてお聞きします。

再生可能エネルギーを電力会社から販売するため電気料金に上乗せされる賦課金について、電気を大量に使う大企業は大幅に減免される制度があります。これを利用した二〇一二年度の減免額が六十三億円に上る。しかも、上位十一社のうち七社までが鉄鋼会社が占めて、特定業界に恩恵が集中しています。一般的の消費者は、自分が使った電気に応じた賦課金と鉄鋼会社の減免分とを二重に負担していることになります。

これは私、是正すべきだと思うんですが、大臣、認識いかがでしよう。分からなかつたら事務局でも結構です。——じゃ、感想だけでもいいですから、経産省の管轄だから言いにくかつたら。今、このような事態はやっぱりちょっと異常だと思われるのではないかと、感想で結構ですから。大臣のおっしゃるとおりであるならば少し考へなきやいけないなというような印象は持たせていただきました。

○国務大臣(石原伸晃君) 所管外でありますし、どうコメントしていいか分からんんですねけれども、委員のおっしゃるとおりであるならば少し考へなきやいけないなというような印象は持たせて

率直に言いますと、再生可能エネルギー特別措

置法が制定されたときには、日本鉄鋼連盟が、二〇一二年の七月に、電力を多く消費する産業への直

接的な負担軽減を審議してほしいという要望が出ましたが、この中では、大震災に伴う原子力発電所の事故はまだ解決に至つておらず、削減目標を達成していく過程はより厳しいものにならざるを

得ない、京都府は、京都議定書誕生の地として先導的な取組を更に積極的に進めると、こうしてい

ます。こういう認識の下で、二〇二〇年に九〇年比で二五%削減、三〇年で四〇%削減の高い目標を掲げていると。私は日本政府もやっぱり、厳しい状況の下でも、京都議定書を誕生させた先進国として野心的な目標を堅持すべきだといふことを指摘しておきたいと思います。

それから、日本風力発電協会というところの推

計によりますと、国内の風力発電能力が二〇一二

年度末までに大型の原発二基分に相当する三百六十万キロワットに達する見通しになつたと。東

日本大震災後三年間の新規導入量は、震災前を下

回る年十万キロワット未満と低迷しています。

一年度以降、風力発電の新規導入量はほぼ大体十

五万キロワットから三十五万キロワットの間で推

移をしてきたんですが、一年度に建設費に対する

政府の補助制度がなくなつた影響で八万五千キ

ロワットと低迷して、二〇一二年度は再生可能工

ネルギーの固定価格買取り制度が始まつたとい

うこともあって九万二千キロワットにとどまつてい

ます。

それで、これを普及していく上での大壁になつてきているのが送電網の不足と蓄電池の普及の遅れだと思います。されども、震災前までやっぱり原発を推進してきたために、電力会社や政府が積

極的にこういう問題で整備してこなかつたとい

うことが要因の大きな一つだと思うんですけれども、大臣の認識はいかがでしようか。

○国務大臣(石原伸晃君) これも工エネの話なん

で、感想でよろしいですか。

○市田忠義君 感想で結構です。

○国務大臣(石原伸晃君) 委員が前段おっしゃら

れたとおり、やはり早期の導入量の増加には至つていないというのは事実だと思います。その理由として委員が挙げられました設置までの期間の長

さあるいはコスト、そして送電網への接続等々の

課題があると。つくつても、太陽光発電の話でも出ましたように、流れていかないというような問題があるということもあるんだと思います。

御指摘の点については、電力の供給体制の在り方とということをございますので、我が省の所管で

ありませんが、再生可能エネルギーの普及が一層進むように経済産業省とは連携を深めていきた

いと思つております。

○市田忠義君 所管が経産省だからとかエネルギーとか序だからというのももちろんあります

が、やっぱり環境問題と密接不可分の問題である

わけですから、これはほかの省が考へることとい

うことにして、前向きに積極的にやつぱり自

然エネルギー、再生可能エネルギーの普及のため

の障害になつてゐる問題を除去するため各省庁

が協力して奮闘するということを指摘して、時間

になりましたので、終わります。

○平山誠君

こんにちには、みどりの風、平山誠で

この度、地球温暖化対策基本法から温暖化対策

推進法に変わつたということで、私のポリシーは

未来に負の遺産を残さない、今、私たちが安易に

便利だからといって、未来に負の遺産を残さない

というものがポリシーで、私は原発もずっと反対し

てまいりました。

そのことで、今、私たちが少し我慢をしよう、

地球温暖化のために少し我慢をしようと思ひます

けれども、私もちよつとよく分かんないんです

が、何を我慢したら地球温暖化にならないのか。

原点に返つてお聞きしたいのですが、地球温暖化

の主な原因是、大臣、どのような生活のことから

生まれるんでしょうか。

○國務大臣(石原伸晃君) これは、今委員が御指

摘になりましたように、人間がいい生活、便利な

生活をしようと、また科学のテクノロジーの発達

によつてそれに依存をしていく、すなわち産業革

命が起つて、蒸気機関を使い、化石燃料を使い、

地球を暖かくする温室効果ガスを多く発したと、

ここに起因するといふふうに認識をしておりま

す。

○平山誠君

まさに十九世紀後半から二十世紀、

そして二十世紀の私たちが原因で地球温暖化が

生まれているんではないかということですが、こ

のことで、他の委員と質問はかなり重なると思って

ますが、この改正案の根本でもありますので、な

ぜ今回の改正案に手段的な数値ですか、目標数値

が入らなかつたのかということを衆議院の方の修

正案提出の方にお聞きしたいのですが。

○衆議院議員(篠原孝君) いろいろ議論いたしま

して、我々は議論の段階で明確な目標、二〇五〇

年に八〇%の削減というのを、加藤委員から御指

摘がありました数字でござりますけれども、あつ

てもいいんじやないかということは議論の段階で

は相当強く主張した委員がたくさんおられまし

た。私などもその一人でござります。ですけれど

も、諸般の事情により、なぜか知りませんけれど

も、こちら側の人たちが余り聞いていただけなかつたということが実情でございます。こちらに

お聞きいただきたいと思います。

○平山誠君

二〇五〇年八〇%削減なんていうの

は、自由民主党さんもおっしゃつてたようなこ

とですし、今、篠原議員の方から言うと、仏像は

作ったのに魂入れないのは俺じゃないよというよ

うなことだと思うんですけども。

私も、やはり目標というか、さつきも言いまし

たとおり、未来に負の遺産を残さないということ

でこのぐらいみんなで我慢しようやというとき

に、行動する、また目標にする数値が入らないこ

とで法案を作つていくというのと、その法案を從

ううという人たちにもよく分からぬと思うんで

すが、大臣、数値を入れなかつた理由というの

は、本音は何なのでしょうか。

○國務大臣(石原伸晃君)

長期目標に、二〇五〇

年でありますけれども、先進国として八〇%の削

減を目指す、この方針、附帯決議に入つておりますので、政府としては最大限尊重させていただきたい

たいと思います。

○衆議院議員(篠原孝君)

附帯決議は一般的に

は、法案には織り込めなかつたけれども、この次

の段階ではきちんと考慮してくださいよといふこと

ではないかと思います。ですから、何年か後に

また見直すときが必ず来るわけでございますけれども、そのときはきちんとしていただきたいと

いうことで、一步前進ということにはなつている

のではないかと思います。

○平山誠君

何か衆議院の先生の方に責任を回す

ようですねけれども。

○平山誠君

何か衆議院の先生の方に責任を回す

ようですねけれども。

私は、大臣、エネルギーの方法とかエネルギー

の数値が決まなければ削減目標の数値も決まら

ないというのはおかしいと思うんですよ。やは

り、環境大臣である石原大臣がこのくらいやつて

いこうという目標を示してからこそ民間企業も付

いていくんじゃないかと思いますが、その辺はい

かがでしようか。

○大臣政務官(齋藤健君)

原発の事故がありまし

て、五十基全部原発が停止をしておりまして、こ

のあつたところでござりますけれども、エネル

ギーを、体何によつて賄うのかによつてこの数値

が大きく変わつてくる、ですから、今具体的に何

が今回の改正案に手段的な数値ですか、目標数値

い。そういう中で、長期の目標を法律の中に書き込むことがどうか、こういう議論があつたんだと思ひます。

そんな中で、衆議院の議論もしっかりと拝聴させていただきましたし、附帯決議に書いていただけ

いましたので、政府としては、長期目標としては二〇五〇年、先進国として八〇%削減と。それは

やつぱり地球全体のことを考えて、責務であると

いふ思ひを多くの委員の方々が持たれたからこそ、このような数字を附帯決議の中に盛り込んで

いただいと理解をしているところでございま

す。

○平山誠君 よく分からぬんですが、附帯決議には数字はちゃんと入つてあるんでしょうか。そ

れと、附帯決議に入つてると考えますけれども、要するに、CO₂の増加で温暖化そして環境破壊、それよりも原発イコール環境破壊という方を私は提唱していますので、先ほども市田議員の方からあ

りましたけれども、原発を稼働する、稼働するか

ら温暖化対策の数値が決まらないというような言

い方は私はちょっと理解できぬということでございます。

そして、先ほど、また市田議員の方から質問が

ありましたが、トルコの方に、これはちょっと大臣には通告していなくて申し訛ないですが、トルコの方に安倍総理がトップセールスしたと。この辺は、日本でまだ稼働が決まつていないのに、なぜ原発をトップセールスできるのかと。先ほども言いました、安心だと。世界一安心だという部分の保証は、大臣のお言葉の何をどう世界一安心と言える言葉なんでしょうか。

○國務大臣(石原伸晃君) 先ほども総理のビヘイ

ビアについて御言及がございましたが、私も新聞の資料しか見ておりませんので、どういうやり取りがあつたか、またどういうことが真実かといふことは今ここでお話しすることができませんが、

私は、先ほど来、世界一の安全基準と申しておりますのは、これまでの原子力行政の反省に立ちますのは、これまでの原子力行政の反省に立ちます。

そして、規制側、すなわち、どの規制に合致したものが安全であるかというメルクマールとなる新しい安全基準を規制委員会の方で今作成中でござい

ます。

その安全基準というものは、これは、私が言う

もの変な話ですけれども、田中委員長の言葉を借りるならば、世界一のものであるといふうに

おつしやつておりますので、その基準ができ、そ

の基準に合致している、また合致できると思われるサイトをお持ちの事業会社の方々が申請をしてくる。そして、申請をしてきたら、それを審査をすると。そして、審査の結果がどうなるかということも私には分かりませんけれども、それによつて一つの結果が見出される。それには物理的な時間が掛かりますし、今どうであるということを私が言えるほどの材料を持ち合わせておりませんのでこういうような御答弁になつてているということは、是非御理解をいただきたいと思います。

○平山誠君 トルコでいえば、これは二〇一一年のデータですけれども、五千三百万キロワット、ガスの発電が三七・三%、水力が三二・二%、石炭が二三・二%、風力が三・二%、石油が二・六%。そして、トルコは、日本からの技術提供の原発で五%のエネルギーを原発から入れるということが報道されています。

この五%というのは、私たちが、今これから出される目標であるとか、このままの法案で進んでいく努力目標で数字が出されなくても出せると思うんですが、大臣、この原発による五%，これは大臣の直接の営業ではないと思いますが、感覚として、この五%を原発で賄うという部分は要らない部分でもあると私は思うんですが、大臣はどうお思いですか。

○國務大臣(石原伸晃君) 私、トルコの電力事業に疎いもので、今委員の意見の御開陳をそのまま信じさせていただきますと、水力が意外に大きいなど、風力も頑張っているなど。そんな中で、トルコの政府がなぜ原子力発電、多分ガスの部分の代替を考えているのかな、これはあくまで推測でありますけれども、そのように感じたところでございます。

○平山誠君 そういうことでもないんですけど。私は、だから、たつた五%のことであれば、私たちがいろいろと努力すれば要らない、要らない危険な原発は壳らないという日本の姿勢を見せていきたいと私は言いたいのであります。原發が、福島やチエルノブリのことを経験とすれ

ば、もう今人間が止めることのできないというか、操作することもできない、そんなようなものを作り、日本はまだ安全管理がはつきりしていないか稼働しないかもしれない、それはよくよく考えながら。しかしながら外國には売つていいといふ、私はその辺の考え方を、やはり地球共同体、

このような地球規模で考える法律を作っていく以上、また国と国とで決めていく以上、原発も新たに、この地球温暖化の法律の中に原発は使わないということを入れた方がいいと思うんですが、大臣、どうでしょうか。

○大臣政務官(齋藤健君) トルコの五%がいいか悪いかは、私コメントするのは適当ではないと思いますけれども、いずれにしても、日本とトルコの信頼関係の中で進めさせていただいている話だろうと思いますし、仮に日本が出さなくてはかの国が出すことになる可能性が極めて高い話でござりますので、二国間の中でも、信頼関係の中で進んでいく話であろうというふうに認識をいたしております。

それから、原発を全てやめた方がいいんじやないかという御意見につきましては、私どもも比率を下げていくことで前進をさせていくことだと思いますけれども、現在、規制委員会の方で、今ある五十基についてどうするか、一件一件審査をこれからしていくといふことを思つておりますけれども、現に、規制委員会の方で、今ある五十基についてどうするか、といふことが重要なんではないかと思います。

もう一つお聞きしたいんでございますが、企業、特に民間企業は排出量とか多くなりますけれども、我々一般の生活している者もどこか気付ければ温暖化に寄与できる、若しくは、我々生活をしている者の方が逆にCO₂を排出をしているというようなことがあると思うんですが、これ、一般の人たちにこの法案を理解していただくためにはどのようなことをお考えでしょうか。

○政府参考人(関莊一郎君) 民生分野と私どもは呼ばせていただいておりますけれども、個々の方の生活から出るCO₂というのも相当な量になっておりまして、京都議定書が定まり、温暖化対策の目標達成計画ができまして、その中で様々民生分野の対策というのを進めてまいりました。

例えば、住宅の断熱性を向上することによって、冷暖房の効率も良くなりますし、御家庭の中でも使っていただいております機器に目覚ましいエネルギー効率の進歩もございますので、こういうの

すが、環境省として、最も守るべきCO₂吸収の度とということで政府が推進して買換えというのも行つてまいりました。また、お一人お一人におきましては、冷房、暖房の適正化をやつていただく等々もお願いをして、随分定着してきたと思っております。

ただ残念ながら、住宅の床面積の全体的な増加や、御家庭ではその家庭数の増加等々がありましては、なかなか思うようにこの分野からのCO₂の削減というのは進んでいないのも事実でございます。

○政府参考人(関莊一郎君) 幸い、私の承知している範囲におきまして、我が国の国土の三分の二は森林で覆われております。世界有数の森林国であるということございます。

また、京都議定書の第一約束期間におきましても森林の吸収源ということで、新たに森林、木が大きくなることによって固定化される量として三・八%というのを見込んで、それをほぼ達成できたということでございます。今後とも森林に大きな影響があるCO₂の吸収というのは極めて重要な点で林野庁とも協力してまいりたいと、このようになります。

○平山誠君 やはり、日本の自然を守り、そして育んで、なるべく科学に頼らない力でCO₂を抑えていくということが重要なんではないかと思います。

○平山誠君 私は、今日は最初からこの法案に賛成という立場で質問させていただいておりますが、世界の諸外国に比べ、日本はかなりの技術、そして企業も多くの投資をして少ない排出というのを考えておりますが、これから日本がリーダーシップを取つて世界に訴えていく点はどのような点、ありますでしょうか。最後にお聞きします。

○大臣政務官(齋藤健君) まず、一番大事なことは、世界の中まさに人類共通の重要な課題であるといふことの認識をきちんと共有していくということが一番大事だらうと思っておりますし、これからCOPでの議論も進んでまいります。そのときに、日本がいろいろやつてきたこと、この二国間のクレジットの取引もそうでありますけれども、そういうことを、知恵、技術を皆さんと共有をしながら進めしていくということが非常に肝要かななど思つております。

そのためには、やはり日本自身が自分も最大限努力をしているということを示すということも大事だと思っておりますので、国内で万全の努力をすると同時に、国際的な議論の場で日本の持ついるものを、技術経験をどうシェアしていくか、そして、みんなと一緒に世界的に取り組んでいく雰囲気をどうつくり上げていくかということに尽きるんだろうと思つております。

○平山誠君 なぜこのことを聞いたかといいますと、前政権で、世界の国々若しくは世界に向けて、日本は、二〇二〇年二五%温室効果ガス排出

削減目標を立てました。まあ外国から見たら、前政権なんというのはなかなか分からぬと思うんです。やはり国の代表が行つて、二五%、二〇年までに目標を排出しますと言つたことにおいて、ちよつと提出者には申し訳ないんですけども、前政権のそのような考え方というのは、今回のことは盛り込みは入れなかつた。思いはなかつたんだでしようか。まあ前政権におられた方というふうで、最後に。

○市田忠義君 私は、日本共産党を代表して、たゞいま議題になつて、ます地求證要比付議の准准です。が、これで終わりにさせさせていただきます。

○委員長(北川イッセイ君) 他に発言もないようですが、から、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べください。

第三の理由は、安倍政権が、安全が確認された原発は再稼働する、二・五%削減目標をゼロベースで見直すと明言し、地球温暖化対策本部の方針でも同様な立場を示すなど、温室効果ガス削減目標の大幅後退、原発の再稼働、新增設政策の推進などが盛り込まれることになる地球温暖化対策計画の策定を事实上白紙委任するような改正となつていることです。

とも半減するとの目標を全ての国と共有するよう努めるとともに、二〇五〇年までに八〇パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的な目標を前提とした地球温暖化対策計画を策定し、長期的展望に立つて積極的に地球温暖化対策を実施すること。

二、地球温暖化対策の推進に当たっては、以下の各点に配慮すること。

（一）地球温暖化対策は、社会経済活動の発展に伴う二酸化炭素の排出量増加によるものである。したがって、地球温暖化対策は、社会経済活動の発展に伴う二酸化炭素の排出量増加によるものである。したがって、地球温暖化対策は、社会経済活動の発展に伴う二酸化炭素の排出量増加によるものである。

○委員長(北川イッセイ君) どなたですか、どなたに対して。

かに三議題となつて置いて、地政法附帯規則の措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

以上で、地政清明化方策の推進に關する法律の一部を改正する法律案に対する反対討論を終わります。

1 地球温暖化対策は、社会経済活動との化の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制すること。他の温室効果ガスの排出の抑制もこれに含まれる。

○衆議院議員(篠原孝君) 政権交代というのはそんな簡単には起こらないわけですが、また政権に戻られた成熟した政党の皆さんは、未熟な政権政党のいろいろなことも勘案してきちんと継承していただけるのではないかと考えております。

人類共通の課題として緊急に取り組むべき地域温暖化対策では、先進国日本が法的拘束力のある京都議定書第二約束期間に復帰し、京都議定書日米連携協定を実現するため、エネルギー政策を大幅に転換する抜本的な見直しをすべきである。

○委員長(北川イッセイ君) 他に御意見もなしよ
うですから、討論は終局したものと認めます。
これより採決に入ります。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一
部を改正する法律案に賛成の方の挙手を
願います。

〔賛成者挙手〕

排出の抑制等に関する行動が新たな生活様式の確立等を通じて積極的に行われることによって、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出量を削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができる社会が構築

○平山誠君 私は参議院議員になりましたて、一〇一年十二月に、参議院からアメリカに経済調査に派遣されました。そのときに私は、原発というの非常に興味がありまして、アメリカのエネルギー関係のスーパー・バイザーに日本は原発やめさせてほしいということを相談しました。その方がおっしゃったのは、原発は安全なんだと、原発が一番安全な発電装置なんだと、また最も日本の管理は、日本の保守機能は物すごいとおっしゃつておりました。私はそのときにたくさん反発の言葉をしたんですが、けんもほろろに論破されまし

しかし、今回の改正案は、福島原発事故の教訓を踏まえ、先進国日本の歴史的な責任を果たしていく道からは程遠いものとなっています。

以下、その反対の理由を述べます。

第一の理由は、二〇〇八年の前回の法改正では、京都議定書第一約束期間の始まりにもかかわらず、確実な目標達成にふさわしいものにならなかったが、今回は、日本政府自らが法的拘束力のある京都議定書から事実上離脱し、産業界が強く要請する自主的な削減に大幅後退した温暖化対策のための計画作りとなっていることである。

すべきものと決定いたしました。この際、西村まさみ君から発言を求められておりますので、これを許します。西村まさみ君。

○西村まさみ君 私は、ただいま可決されました地球温暖化対策の推進に関する法律の一項を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・自由民主党・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読をいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

されることを旨として、行われなければならないこと。

2 地球温暖化対策は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国が占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならないこと。

3 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止に資する技術の開発その他の研究開発及びそ

今日の題材とは違いますが、私は、あの三・一前年の三月十日に、「もんじゅ」の無駄遣いにおいて主意書が受理されました。やはり、先ほども言いましたけれども、法律を作つて魂が入つていいないという部分が往往にしてありますので、この法案を私も賛成し、通す以上は、次の策定目標には必ず明らかな目標数を入れていただきて、みんながその目標に向かい、そしてこの地球を住みやすく、そして優しく生活させ

第二の理由は、京都議定書を事実上離脱したのは前民主党政権ですが、現安倍自民党政権も、全ての主要排出国の参加による公平で実効的なボイスト京都の国際枠組みづくりを主導するとして、京都議定書からの離脱という点では同じ立場に立ち、科学的見解となつてゐる二度以内に抑えることができない取組を進めようとしていることです。

(案) 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。
一、国連気候変動枠組条約第十六回締約国会議の決定を踏まえ、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇幅を二度未満に抑えるには世界における温室効果ガス排出の大削減が必要であることを認識し、二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なく

の成果の普及が重要であることに鑑み、これらの研究開発及びその成果の普及が図られるよう、行われなければならないこと。

4 地球温暖化対策の推進に当たっては、地球温暖化の防止に資する産業の発展及びこれによる就業の機会の増大を図ること。

5 地球温暖化対策の推進に当たっては、エネルギーに関する施策との連携を図ること。

6 地球温暖化対策の推進に当たっては、経済活動及び国民生活に及ぼす効果及び影響について事業者及び国民の理解を得つつ、適切な財政運営に配慮すること。

三、東日本大震災の教訓を踏まえ、電力供給の安定確保の視点から、省エネルギー基準の強化、省エネルギー機器の普及など、あらゆる政策手段を活用し、省エネルギー対策を一層加速して進めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図ること。

四、地球温暖化対策に関する国際的動向及び最新の科学的知見に照らし、国内の地球温暖化対策に関する政府の方針及び地球温暖化対策計画を不斷に見直すこと。

五、地球温暖化対策の推進を図るために国民の理解及び協力を得ることが不可欠であるこ

とに鑑み、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な施策を講ずること。また、地球温暖化対策に関する政策形成に国民の意見を反映し、並びに政策形成過程の公正性及び透明性を確保するため、国民への情報の速やかな公開を徹底するとともに、政策形成に係る議論への国民の参加の機会を十分に確保すること。

六、地球温暖化対策に関する基本原則、長期的な目標及びその達成のための基本的施策等を規定する基本法制定について早急に検討を行うこと。

七、温室効果ガス排出量の削減に関する中期的な目標について、再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネルギーの最大限の推進を図ることを前提に、我が国の社会経済情勢を踏まえつゝ、二〇二〇年の野心的な目標を早急に設定すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ各委員の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(北川イッセイ君) ただいま西村まさみ

君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北川イッセイ君) 賛成多數と認めま

す。よつて、西村まさみ君の提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対しまして、石原環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。石原環境大臣。

○國務大臣(石原伸晃君) ただいまの附帯決議につきましては、環境省としてその趣旨を十分に尊重いたしまして努力してまいる所存でござります。

○委員長(北川イッセイ君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御・任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北川イッセイ君) 異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十五分散会